

岩倉市 子ども行動計画

2018（平成30）年度～2022（平成34）年度



はじめに

岩倉市では、子どもたちが将来にわたって安心して暮らすことができるまちづくりを推進するため、平成20年12月に「岩倉市子ども条例」を制定しました。



条例には、子どもにとって大切な権利である「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の4つの柱があります。そして、これらの権利を保障するための施策に関する行動計画として、平成25年度から平成29年度までの具体的な施策を「岩倉市子ども行動計画」としてまとめました。この計画に基づき、行政だけでなく家庭を含め社会全体の協働の取組として進めてきましたが、5年が経過し実績を振り返る中で、新たな課題にも気づくことができました。

最近の子どもたちを取り巻く環境の急激な変化には驚きを隠せません。中でもAIの存在は、近い将来、私たちの生活になくてはならないものとなっていくと予想されていますが、AIに置き換えることのできない人と人との対話、人への思いやりは大変重要なものと考えます。特に、子育てには不可欠なものであり便利さだけでは事足りないものです。

それらを踏まえ、今回新たに平成30年度から平成34年度までを期間とする計画を策定しました。この計画を推進し、岩倉市が子どもにやさしいまちとして、子どもの権利を保障し、子どもが自分らしく生き生きと過ごすことができる環境づくりをより推進してまいります。

市民の皆様のより一層のご理解とご協力をお願いいたします。

平成30年3月

岩倉市長 久保田 桂朗

目 次

第1章 計画策定の背景	1
1 計画の趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画期間	1
第2章 計画の視点、目標、施策の方向	3
第3章 施策の内容	4
目標1 子どもの意見表明・参加の促進	4
目標2 子どもの居場所づくりの推進	8
目標3 子どもの権利に関する意識の向上	11
目標4 子どもを見守る環境づくり	13
目標5 子育て家庭の支援	15
第4章 施策の推進	17
資料編	18



第1章 計画策定の背景

1 計画の趣旨

子どもの人権や自由を尊重し、子どもに対する保護と援助を進めることを目的とした「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」が平成元年に国際連合の総会で採択され、我が国は平成6年に批准しました。その後、全国の自治体で子どもの権利条例が制定され始め、本市では、平成20年度に岩倉市子ども条例を制定しました。

しかし、子どもの権利条約批准後20年余りが過ぎましたが、子どもの格差・貧困、いじめ・不登校、ネット依存の問題など、子どもを取り巻く環境は依然として厳しい状況が続けており、こうした中で平成28年に児童福祉法が改正され、子どもの権利条約の具体化が盛り込まれました。

本計画は、岩倉市子ども条例に基づき、子どもの権利に関する啓発を行い、子どもの権利保障を総合的、かつ計画的に進めていくために平成25年に策定したものを受け、これまでの実績や国の施策展開を踏まえて新たに策定するものです。

2 計画の位置付け

本計画は、岩倉市子ども条例第19条に基づき、子どもに関する施策を推進するために定めた行動計画で、子どもの意見表明・参加や子どもの居場所づくりなど、子どもの権利を保障する視点から計画の目標と施策の方向を示すものとしています。

第4次岩倉市総合計画においても、基本目標1「安心していきいきと暮らせるまち」を実現するために、「市民福祉」－「子育て・子育て支援」－「子どもが健やかに育つ環境づくり」といった施策体系の中で「子どもに関わる行動計画の推進」が位置付けられています。

なお、本市では、平成27年4月からの国の子ども・子育て支援新制度の開始に伴い、新たに「岩倉市子ども・子育て支援事業計画」「岩倉市放課後子ども総合プラン基本方針」（計画期間：平成27年度～平成31年度）を策定し、本市の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保方策等を定め、子ども・子育て支援施策の計画的な実施をめざしています。

この計画の対象となる「子ども」は、岩倉市子ども条例に基づき0歳から18歳未満の人とします。

3 計画期間

計画期間は、子どもをめぐる社会環境の変化を考慮し、平成30年度から平成34年度までの5年間とします。



「子どもの権利」とは・・・？

「権利」とは、人間が、人間らしく生きるために大切にされなければならないこと。
子どもの権利には、人間としての基本的人権の権利に加えて、4つの柱があります。
そして、子どもにとって最善の利益は、子どもを第一に考える大人の愛情ある援助・
指導で守られます。

生きる権利

防ぐことのできる病気などで命をうばわれないということ。つまり、病気や怪我の治療を受けられることなどです。

守られる権利

すべての暴力や虐待、いじめ、犯罪などから守られるということです。

育つ権利

教育を受けたり、休んだり遊んだりすることができること。自分が考えたり、信じたりすることの自由が守られて、自分らしく育つことができるということです。

参加する権利

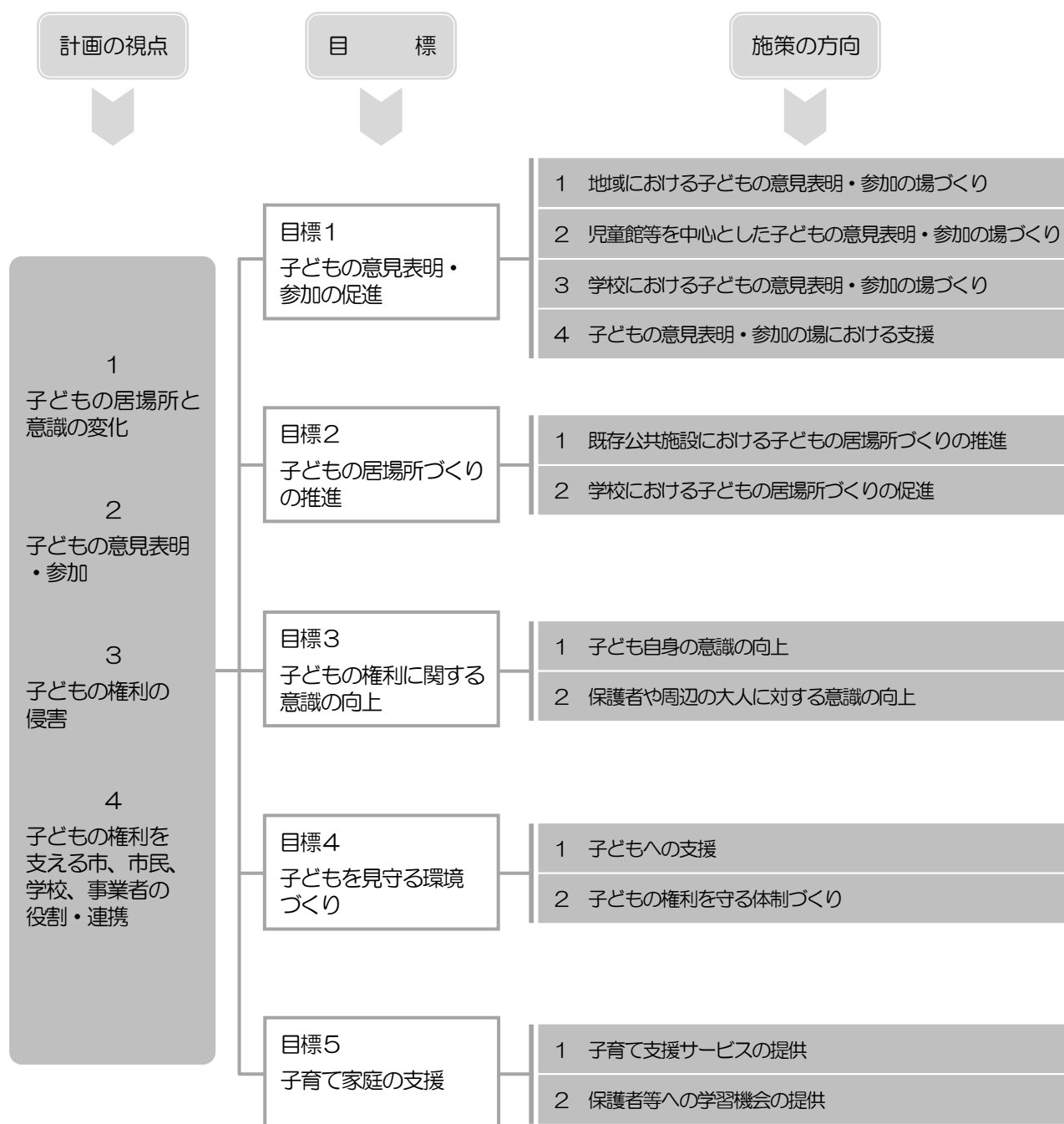
自由に自分の意見を言ったり、集まってグループをつくったり、自由に活動することができるということです。



第2章 計画の視点、目標、施策の方向

本計画の「計画の視点」については、これまでの計画における実績や現状を受けて引き継ぐこととします。また、計画の目標についても「計画の視点」を踏まえて子どもに関する施策を具体的に推進するため、「子どもの意見表明・参加の促進」「子どもの居場所づくりの推進」「子どもの権利に関する意識の向上」「子どもを見守る環境づくり」「子育て家庭の支援」の5つを引き継ぎます。

●施策の体系



第3章 施策の内容

目 標 1 子どもの意見表明・参加の促進

●現状・課題

子どもの権利のひとつに「参加する権利」があります。子どもは、自分に関係することについて主体的に参加するために、自分の意見や考えを表明する機会が与えられること、成長に応じて活動の機会が用意され意思決定に参加することなどが保障されています。

現在、学校で実施している学校祭等の行事や、児童館で子どもの実行委員会を設けて実施している「にこにこシティいわくら」等の企画、子ども会等の地域でのお祭りや行事への参加などでは、子どもの自主性を尊重し、子どもの意見を反映した取組が進められています。また、子どもが意見を出しやすくするための意見箱を児童館に設置しました。

今後は、児童館に設置された意見箱を活用して子どもの意見を取り入れた事業の実施や、その他の子どもの生活の場においても、子どもが意見を言ったり参加したりすることのできる機会を増やすなど、子どもが主体的に活動できる環境づくりを進める必要があります。

推進施策

地域、子ども会、学校等のさまざまな子どもの生活の場において、子どもが気軽に意見を言える場や機会の拡充とともに、子どもの参加が保障される環境の整備を推進します。

— 施策の方向 —

1 地域における子どもの意見表明・参加の場づくり

(1) 地域の行事等における子どもの参加の促進

子ども会、ボランティア団体、地域団体等との協力や連携を図り、子どもが地域の行事等に主体的に参加できるよう支援します。

(2) 行事の企画やまちづくりにおける子ども委員会や子ども会議の設置

子どもの意見表明・参加の場として子ども委員会や子ども会議等の設置を図り、子どもが行事の企画やまちづくりに参画できる機会の拡大に努めます。

(3) 子どもの地域社会への参加意識の向上

子どもが職場体験等を通じて仕事に対する理解を深め、地域社会への参加意識を向上できるよう努めます。



岩倉市子ども会連絡協議会「年少リーダーキャンプ」



第三児童館夏祭り「さんサンまつり実行委員会」

2 児童館等を中心とした子どもの意見表明・参加の場づくり

(1) 子どもの意見を生かした事業の実施

子どもが気軽に意見を出しやすくするために児童館へ設置した意見箱の利用率の向上を図ります。また、子どもから出された意見を生かした児童館事業等を継続して実施します。

(2) 児童館事業を通じた子どもの意見表明・参加の場づくり

児童館で行われる行事等を子どもが主体的に活動する事業と位置付け、子どもによる運営委員会や実行委員会などの設置を図り、子どもの意見表明・参加の場を増やします。

(3) 岩倉子どものまち事業の推進

子どもが主体的に参加する「にこにこシティいわくら」等の事業を「岩倉子どものまち事業」と位置付け、企画段階からの子どもの参加を促進し、事業の拡充を図ります。



にこにこシティいわくら実行委員会



にこにこシティいわくら

3 学校における子どもの意見表明・参加の場づくり

(1) 学校の行事等における子どもの自主性の促進

市内の小学校、中学校、高等学校において、各校の特色を生かして、学校行事等の企画運営に参加する機会を拡充するなど、子どもの自主性を促進します。

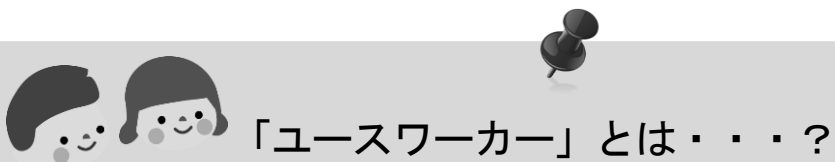


南部中学校「ふれ愛フェスティバル」

4 子どもの意見表明・参加の場における支援

(1) 子どもの意見表明・参加の場におけるユースワーカーとしての支援

子どもの意見表明や参加の場において、児童厚生員や地域ボランティア等が子どもの声を聴き、子どもの想いを受け止め、「ユースワーカー」として子どもと大人の橋渡しができるよう支援します。



「ユースワーカー」とは・・・？

ユースワーカーは、子どもの成長を手助けする専門のスタッフのことです。ユースワーカーは、指導者ではなく子どもたちの仲間として一緒に計画したり実行したりして、子どもたちの活動を長い目で見守って支える人のことです。近年は、イギリスを始めヨーロッパ各国でユースワーカーの養成が取り組まれ、国家資格となっている国もあります。

本計画の目標にもある「子どもの意見表明・参加」「子どもの居場所づくり」を進める上でも、子どもの声を聴き、子どもの想いを理解し、子どもと大人の橋渡し役となる「ユースワーカー」の存在が重要です。

「児童館」とは・・・？



本市には7つの児童館があります。児童館は、児童福祉法に基づく18歳未満の児童を対象とした児童厚生施設で、遊びを通して子どもたちの健やかな成長を促し、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的に設置されています。

子どもたちが自由に利用できるほか、1歳児から3歳児とその母親を対象にした幼児クラブ、母親クラブ等の活動場所としても利用されています。



「にこにこシティいわくら」とは・・・？

「にこにこシティいわくら」は、子どもたちが主体となって運営する子どものまちです。市民登録をして市民になり、ハローワークで仕事を探し、お店などで働き、銀行で給料をもらい、そのお金で物を買ったり遊んだりする、社会生活の疑似体験ができるまちです。お金は、にこにこシティだけで使える通貨、スマイルです。

岩倉市子ども条例の制定をきっかけに、平成22年度から始まった児童館行事の一つです。この行事の開催にあたっては、子どもの実行委員を募り、話し合いの場を設け、子どもたちが、どんなまちにするかを話し合い、まちの仕事の内容や運営方法を決定し、準備や当日の運営も子どもたちが行います。



目 標 2 子どもの居場所づくりの推進

●現状・課題

子どもには子どもらしく育つために「育つ権利」があり、子どもが安全で安心して過ごせる居場所づくりが大切です。本市では、これまでに7つの児童館や地域各所に児童遊園を整備し、遊びを通して子どもたちの健やかな成長の促進、健康増進、情操を豊かにする環境整備に努めてきました。

児童館や地域交流センターにおいて、愛知県立岩倉総合高等学校との連携事業や中学生事業の実施、また、中学生専用時間の設定など中高生世代の利用が増えるよう取り組んできましたが、依然として小学生以下の利用が中心となっているため、今後も継続して中高生世代の居場所づくり及び施設利用や行事の周知に取り組む必要があります。

また、子どもの健やかな成長には、周りに見守られている、支えられている、自分の想いを受けとめてもらえている、と実感できる居場所があることが大切です。子ども同士だけでなく、多くの大人たちとの交流ができるよう、市、市民団体、学校等の子どもに関わる大人たちが連携して子どもの居場所づくりを進めていく必要があります。

推進施策

子どもの成長に応じた意識の違いを認識した上で、地域や学校、児童館、放課後児童クラブ等において、子ども会や市民団体等と連携して、子どもが安全で安心して生活できる居場所づくりを推進します。居場所づくりでは、子どもの想いを大人が受けとめ、子ども同士や子どもと大人のより良い関係づくりを継続して進めます。

— 施策の方向 —

1 既存公共施設における子どもの居場所づくりの推進

(1) 子どもの遊び場の環境整備や豊かな体験の場の提供

地域にある都市公園や児童遊園等の施設について、子どもたちの健全な遊び場としての環境整備や施設を活用した豊かな体験の場を提供します。

(2) 児童館や地域交流センターを核とした中高生世代の居場所づくり

子どもが利用する児童館や地域交流センターを核として、中高生世代の活動が活性化されるように活動室や音楽室の整備に向けた検討をするなど、居場所づくりの推進を図ります。

また、地域や市民団体等と連携して、中学生・高校生世代向けのプログラムを提供していきます。



児童館中学生事業
「児童館脱出ゲーム
閉ざされたダイサンジドウカンからの脱出」



プロジェクト-i「描いてわくわく」

2 学校における子どもの居場所づくりの促進

(1) 放課後児童健全育成事業の拡充

「岩倉市放課後子ども総合プラン基本方針」に基づき、可能な限り放課後児童クラブを小学校敷地内へ移設し、定員の増、及び対象児童の小学校6年生までの拡大を図り、小学生の安全安心な居場所の一つとして放課後児童健全育成事業を拡充します。

(2) 放課後子ども教室の拡充

現在、土曜日に各小学校で実施している放課後子ども教室について、平日の放課後における放課後子ども教室の実施に向け、他市町で実施されている事例や試行的な実施を踏まえ拡充を図ります。

(3) 学校開放の推進

各小中学校で、学校施設の開放を拡充し、休日における子どもの自主的な運動及び学習活動を促進します。

また、小学校での放課後子ども教室と放課後児童クラブの一体的または連携型の事業を検討し、小学生を対象にした放課後の居場所の確保を図ります。

「放課後児童クラブ」とは・・・？

放課後児童クラブ（以下、児童クラブ）は、放課後児童健全育成事業のことやその実施場所を指します。

放課後児童健全育成事業は、児童福祉法第6条の3第2項に基づき、小学校に就学している児童であって、保護者が就労等で昼間家庭にいないものに対し、授業の終了後に児童館等の施設を利用して適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図るものです。

本市では、児童館で児童クラブを実施してきましたが、平成28年4月から岩倉南小学校区及び岩倉東小学校区の児童クラブを小学校内で実施し、対象学年を小学校6年生に拡大しました。

また、平成30年4月からは五条川小学校区の児童クラブをあらたに小学校内で実施し、対象学年を6年生に拡大します。



「放課後子ども教室」とは・・・？

放課後子ども教室（以下、子ども教室）は、放課後や週末等に学校の余裕教室等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点としての居場所を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちに学習や様々な体験や交流活動の機会を提供するものです。

本市では、毎週土曜日の午前中（長期休業中や学校行事等を除く）、市内5小学校の体育館、図書室、コンピューター室を利用して、子ども教室を実施しています。それぞれの小学校の在籍児童であればだれでも参加することができます。



目 標 3 子どもの権利に関する意識の向上

●現状・課題

本市では、子どもたちが将来にわたって安心して暮らすことができるまちづくりを推進するため、平成 21 年 1 月 1 日に「岩倉市子ども条例」を施行しました。また、この条例を子どもたちに広く知ってもらうため、11 月 20 日を「岩倉市子どもの権利の日」と定め、その日を含む 1 週間を「岩倉市子どもの権利を考える週間」としています。

各小中学校において子どもの権利に関する授業を行い、小中学校の代表児童が岩倉市子ども人権会議でその取組内容を発表し、「岩倉市子ども人権合い言葉」を採択しました。また、児童館においても子どもの権利を意識した事業を行っています。

今後も、継続して子どもの権利意識を着実に育んでいくとともに、子どもの権利について大人も自覚し、子どもの権利に関する理解が一層深まるよう、分かりやすい方法による広報及び啓発に努めていく必要があります。

推進施策

子ども自身が一人の人間として権利を有することを認識できるよう、子どもの権利や岩倉市子ども条例についての学習を支援します。また、岩倉市子ども条例及び子ども行動計画が広く市民に理解され、子どもにもわかりやすい広報及び啓発に継続的に取り組みます。

― 施策の方向 ―

1 子ども自身の意識の向上

(1) 子どもの権利を考える週間における学習機会の充実

本市が定めた毎年 11 月 20 日の「岩倉市子どもの権利の日」及び、この日を含む 1 週間の「岩倉市子どもの権利を考える週間」において、子どもの権利に関する授業や行事の充実に努めます。

(2) 小中学校における人権教育の推進

岩倉市小中学校人権教育研究会を中心に、小中学校における人権教育や岩倉市子ども人権会議の取組を推進します。

(3) 子ども自身による情報発信の機会の拡大

児童館等の活動を通じて子ども新聞等の作成や、市の広報紙、児童館だより等に子どものコーナーを設けることにより、子ども自身による、子どもの権利や子どもの思いなどについての情報発信の機会の拡大を推進します。



「岩倉市子ども人権合い言葉」

2 保護者や周辺の大人に対する意識の向上

(1) 保護者への啓発

家庭・地域・関係機関の連携強化を図り、「子育て親育ち推進事業」を推進する中で子どもの権利に関する情報提供を実施するとともに、保護者を対象とした講座等を充実し、子どもの権利に関する理解が深まるよう啓発に努めます。

(2) 市民等への周知及び啓発の推進

市の広報紙やホームページの活用等により、岩倉市子ども条例や子どもの権利について市民等への周知及び啓発を図ります。



●現状・課題

家庭、地域、学校における子どもを取り巻く環境が大きく変化する中で、貧困、児童虐待、いじめや不登校といった問題が深刻化しています。子どもには「自分らしく生きる権利」や「守られる権利」があり、子どもは自分自身も他の子ども大切にするとともに、社会の一員として責任を持って行動する意識を醸成し、大人は子ども一人ひとりの権利が侵害されないよう見守り、未然に防ぐことができる環境をつくる必要があります。子どもも大人も困ったときに相談できる場所として子どもの権利救済窓口や相談窓口を周知していくことも必要です。また、子どもの権利が侵害された際に早期発見・早期対応を図ることができるよう体制の整備や充実が不可欠になっています。

推進施策

子どもの権利を守るため、岩倉市子ども条例第8条から第12条に掲げた保護者、市、市民、学校、事業者の責務と役割をそれぞれが自覚し、連携を深めることにより、子どもを見守る環境づくりを推進します。また、子どもの権利侵害の未然防止及び早期発見、早期対応に努め、被害に遭った子どもが速やかに救済されるよう体制の整備・充実を進めます。

＝ 施策の方向

1 子どもへの支援

(1) 貧困、虐待、いじめ等からの救済のための連携強化

子どもの格差・貧困、虐待、いじめ等で子どもの権利が侵害されないよう民生委員・児童委員等をはじめとした地域の協力や、学校等の関係機関との連携を強化して、子どもを見守ることにより、子どもの権利侵害を未然に防ぐとともに、子どもの権利侵害の早期発見及び早期対応を図ります。

(2) 被害に遭った子どもに対する支援の充実

いじめ、児童虐待等の被害に遭った子どもに対するケアを十分に行うために、児童相談センター、学校、その他専門機関等との連携によりカウンセリングの機会の充実を図ります。また、学校にスクールカウンセラーを派遣し、子どものカウンセリングを行います。

(3) 関係機関との連携

家庭児童相談室を窓口として、学校、児童館、保育園、幼稚園、その他関係機関との連携により必要に応じてケース検討会議を開催し、児童相談体制の整備、充実に努めます。

2 子どもの権利を守る体制づくり

(1) 子どもの権利救済窓口の充実

子どもの権利救済窓口である家庭児童相談室、市民相談室に加え、学校、児童館、保育園、幼稚園、子育て支援センター、保健センター等において、児童虐待等の子どもを取り巻く諸問題の相談に対応するとともに、児童相談センター等の専門機関とも連携し、子どもを見守る体制の充実や周知を図ります。

(2) 身近な相談窓口の充実

学校に設置されている子どもと親の相談員をはじめとして、子どもの居場所となる児童館の児童厚生員等が、子どもにとって身近で相談しやすい相談窓口となるよう相談体制の充実や周知を図ります。

(3) 子どもの貧困に対する支援の充実

生活保護世帯や生活困窮世帯の小中学生に対する学習支援事業を夜間に週1回実施しており、さらなる充実へ研究を進めます。

また、民間団体などが実施している子ども食堂やフードバンクについての研究を進めます。

(4) いじめ防止対策の推進

岩倉市いじめ問題対策連絡協議会をはじめとして、関係機関や団体と連携し、いじめ問題等に対する協議を行い、いじめ防止対策の取組を推進します。

(5) 岩倉市子どもの権利救済委員会の充実

岩倉市子どもの権利救済委員会を定期的を開催し、子どもの権利救済に向けて情報交換や課題の検証を行います。



●現状・課題

少子化や核家族化の進行、働く女性の増加、就労形態の多様化等、社会環境が大きく変化する中で、子どもを育て、子どもが育つ環境において、新たな課題が生まれています。

核家族化の進行により、祖父母と共に子育てを行う家庭も少なくなり、家庭内での育児知識の継承が薄れています。さらに、地域での人間関係の希薄化から、子育てに悩む母親が誰にも相談できず、孤立してしまうという状況もみられます。子どもを安心して産み、育てることができる環境づくりが必要となっています。

また、増加傾向にあるひとり親家庭が、安定した家庭生活を送ることができるような支援策の充実が求められています。

推進施策

安心して子育てができるように、子育てについての相談がしやすい場や、保護者同士が交流できる場を充実するとともに、子育てに関する情報提供等を行います。また、地域の中で子育てを支えていくための支援を推進します。

― 施策の方向 ―

1 子育て支援サービスの提供

(1) 交流の場の充実

1歳児から3歳児の親子を対象とした児童館幼児クラブや未就園児の親子を対象とした保育園ちびっこクラブでの活動など、既存の公共施設を活用し、親子のふれあいや子ども同士・親同士の交流、子育てに関する相談や情報提供等を行う交流の場の充実や周知を図ります。

(2) 地域子育て支援センター事業の推進

赤ちゃんから就学前の親子が遊べる子育て支援センターにおいて、育児広場にこここフロアーでの親子のふれあいや親同士の交流の場を提供するとともに、子育て中の親に対する不安、悩みについての電話相談及び面接相談等を継続的に実施します。

また、地域へ出かけての情報提供や交流の場（おでかけひよこ広場など）の推進を図り、事業内容の広報を強化し、内容の充実に努めます。



(3) 生まれる前から「い〜わ子育て」応援事業の推進

妊娠期から子育て期のすべての親子を対象とし、地域で安心して出産・育児ができるよう保健師や助産師が支援する『生まれる前から「い〜わ子育て」応援事業』を推進します。

(4) 地域住民のつながりによる子育て支援の促進

高齢者や子育てボランティア等の地域の人材を活用し、世代間交流を通じた地域住民の助け合いによる子育て支援ができる体制づくりを促進するとともに、地域組織や子育てサークルと協働した子育て支援事業の実施に努めます。

(5) 赤ちゃん訪問事業の充実

民生委員・児童委員の協力のもとに赤ちゃん訪問事業を実施し、生後4か月までの乳児のいる家庭を全戸訪問し、地域の中で安心して子育てができるように、子育てに関するさまざまな不安や悩みの相談を受け、子育て支援に関する情報提供を行うなど事業の充実を図ります。

2 保護者等への学習機会の提供

(1) 子育てに関する意識啓発

広報紙における子育てに関する情報の掲載や、子育て講演会等を定期的を開催することにより、子育てに関する意識啓発を推進します。

(2) 若い親に対する学習機会の提供

若い親を対象とした生涯学習講座を企画・開催し、子育ての楽しさ、男女が協力して家庭を築くこと、子どもを産み育てることの意義等に関する教育・啓発を行います。

(3) ひとり親家庭に対する理解の促進

ひとり親家庭が地域の中で偏見や孤立することのないように、ひとり親家庭に対する理解の促進を図ります。

(4) 将来の親となる世代に対する意識啓発

中学生・高校生世代に対して、命の大切さや将来の親としての役割についての理解を促進するために、乳幼児とのふれあいや子育てについて学ぶ機会を充実します。

第4章 施策の推進

子どもの意見表明・参加や子どもの居場所づくりをはじめとしてこの計画で掲げた各施策は、福祉、教育のみならず、環境、まちづくりなど、幅広い分野においても取り組まれることが望ましいものです。このため、計画を推進するにあたっては、庁内の関係各課との連携を強化するとともに、この計画を実効性のあるものにするために、子どもの成長に関わる地域、市民団体、学校等との連携や協働をさらに進めます。

また、市の広報紙やホームページ等を活用して計画の実施状況等の情報を毎年公表するとともに、市民意見の反映に努めます。

資料編

目 次

1	岩倉市における子どもをめぐる現状	19
2	平成 25 年度～平成 29 年度計画期間の取組紹介	31
3	岩倉市子ども条例	45

各表における数値は、資料作成時直近の値を採用しています。

国勢調査	平成 27 年
愛知県衛生年報	平成 27 年
その他岩倉市データ	平成 29 年

1 岩倉市における子どもをめぐる現状

(1) 本市の現況の把握

1-1 人口・世帯の現状

◆ 人口・世帯数の推移

本市の人口は、平成22年調査で減少に転じていましたが、平成27年調査では、再び増加し47,562人となっています。しかしながら平成17年調査と比べると、若干の減少となっています。愛知県と比較すると、愛知県は平成27年調査においてもいまだ微増傾向にあり、愛知県よりも早く減少の傾向が表れているといえます。

また、世帯数は増加傾向にあり、1世帯当たりの平均世帯人員は減少しています。

表1-1-1 人口・世帯数・平均世帯人員の推移

区分		昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総人口(人)	岩倉市	42,508	43,807	46,175	46,906	47,926	47,340	47,562
	愛知県	6,455,172	6,690,603	6,868,336	7,043,300	7,254,704	7,410,719	7,484,094
世帯数(世帯)		13,017	14,573	16,422	17,591	18,774	18,963	20,390
平均世帯人員(人)		3.27	3.01	2.81	2.67	2.55	2.50	2.33

※各年10月1日現在

資料：国勢調査

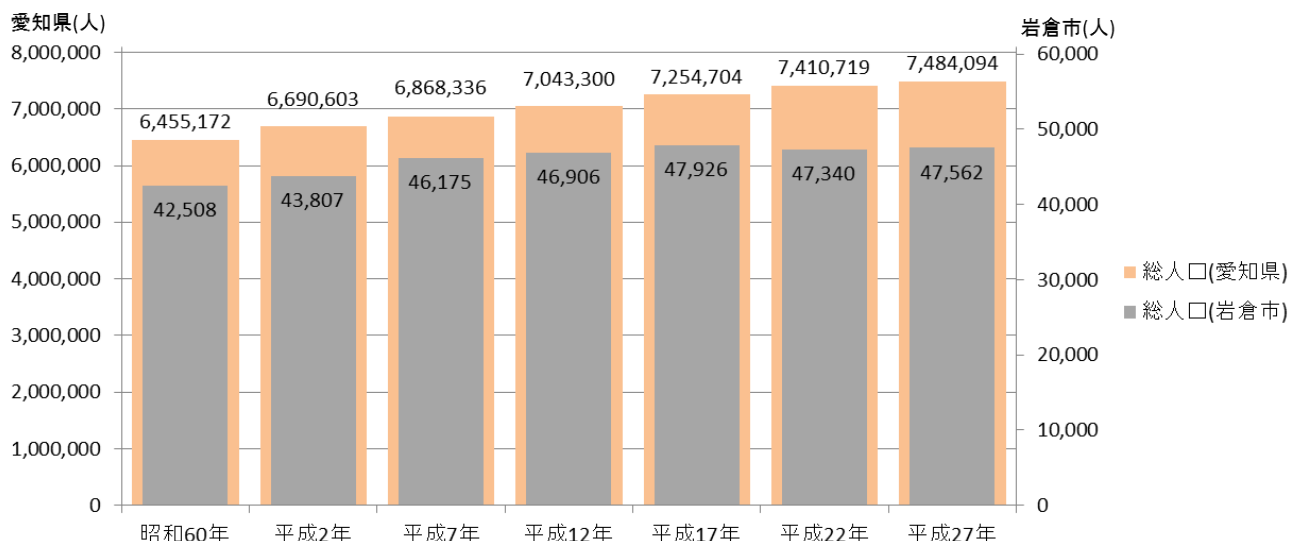


図1-1-1 人口の推移

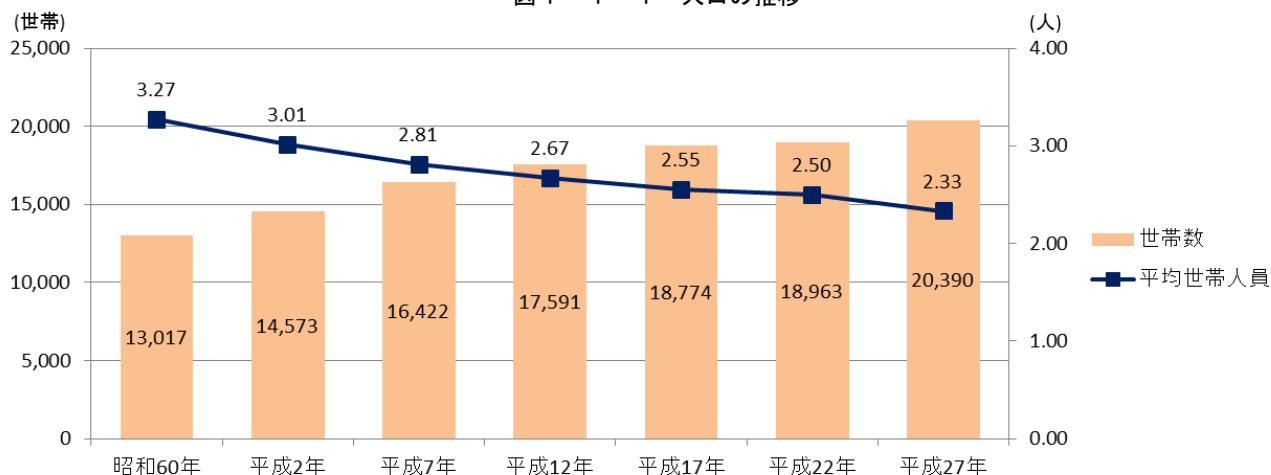


図1-1-2 世帯数・平均世帯数人員の推移

◆ 年齢別人口の推移

年齢別人口（3区分）の推移をみると、15歳未満の年少人口が減少している一方で、65歳以上の高齢者人口は増加しており、少子高齢化の進行がみられます。

また、18歳未満の児童人口も減少しており、市の総人口数からみるとその割合は平成27年で15.7%となっています。愛知県の児童人口の割合と比較すると低い数値となっています。

表 1-1-2 年齢3区分別人口・児童人口比率の推移

区分		昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総人口	(人)	42,508	43,807	46,175	46,906	47,926	47,340	47,562
	(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	0～14歳 (年少人口)	(人) 10,200	(人) 8,065	(人) 7,507	(人) 7,229	(人) 7,108	(人) 6,689	(人) 6,100
	(%)	24.0	18.4	16.2	15.4	14.8	14.1	12.8
	15～64歳 (生産年齢人口)	(人) 29,520	(人) 32,080	(人) 34,069	(人) 33,567	(人) 33,098	(人) 31,059	(人) 29,672
	(%)	69.4	73.2	73.8	71.6	69.1	65.6	62.4
65歳以上 (高齢者人口)	(人)	2,756	3,361	4,510	5,828	7,672	9,563	11,361
	(%)	6.5	7.7	9.8	12.4	16.0	20.2	23.9
年齢不詳	(人)	32	301	89	282	48	29	429
	(%)	0.1	0.7	0.2	0.6	0.1	0.1	0.9
0～17歳 岩倉市 (児童人口)	(人)	12,359	10,371	9,207	8,654	8,424	7,987	7,487
	(%)	29.1	23.7	19.9	18.4	17.6	16.9	15.7
0～17歳 愛知県 (児童人口)	(人)	1,769,580	1,578,407	1,386,213	1,320,899	1,282,454	1,278,812	1,246,184
	(%)	27.4	23.6	20.2	18.8	17.7	17.3	16.7

※各年10月1日現在

資料：国勢調査

※児童人口：0～17歳の人口(児童福祉法が定義する「児童」)

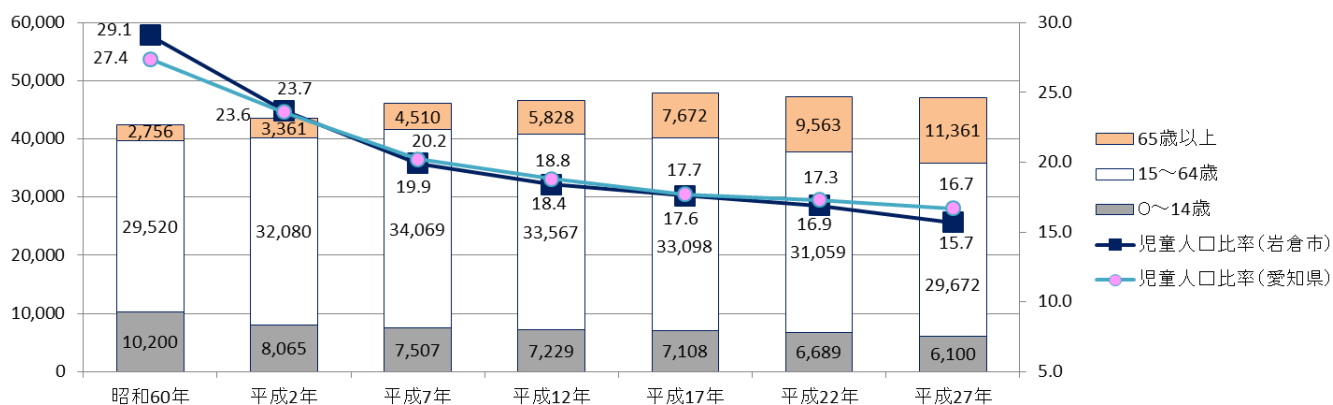
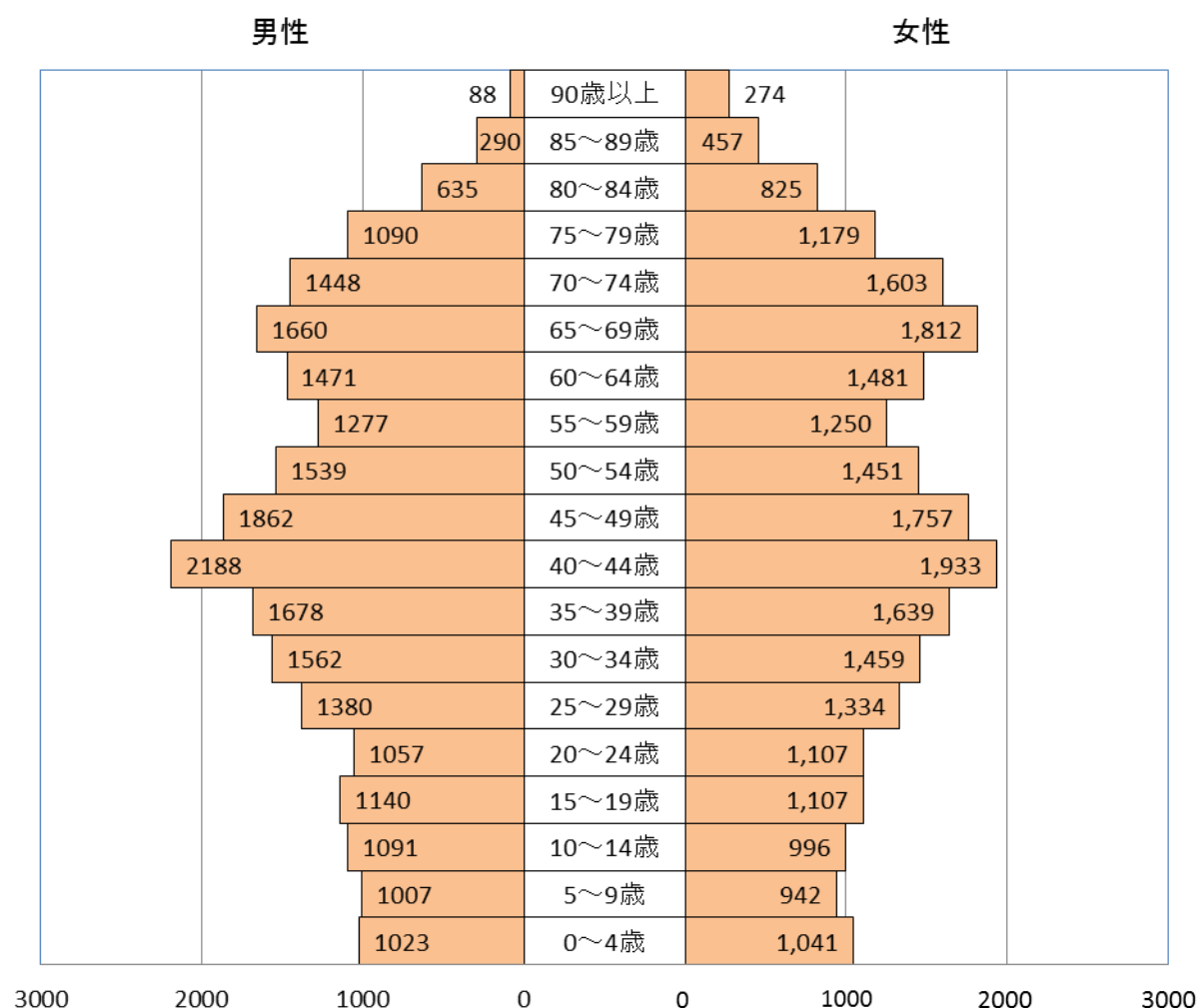


図 1-1-3 年齢3区分別人口・児童人口比率の推移

◆ 人口構成

人口構成について年齢5歳階級別にみると、40～44歳が男女共に最も多くなっています。また、19歳以下の年齢では、15～19歳の人口がやや多いものの、大きな差はみられません。



※平成27年10月1日現在

資料: 国勢調査

図 1 - 1 - 4 年齢別人口

◆ 家族類型別世帯数の推移

家族類型別に一般世帯数の推移をみると、世帯数全体が増加している中で、単独世帯及び核家族世帯が増加しています。一方、3世代以上の世帯は減少しており、核家族化が進んでいる現状がうかがえます。

表 1－1－3 家族類型別世帯数の推移

表1-1-3 家族類型別世帯数の推移

区分	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
単独世帯	2,088	2,838	3,857	4,248	5,090	5,206	6,702
核家族世帯	8,875	9,475	10,492	11,144	11,745	11,935	12,151
3世代以上	1,550	1,483	1,375	1,199	1,008	1,108	825
その他の世帯	477	517	629	755	881	703	696

※一般世帯：寮の学生、病院の入院者、社会福祉施設の入所者を除いた世帯 資料：国勢調査
※各年10月1日現在

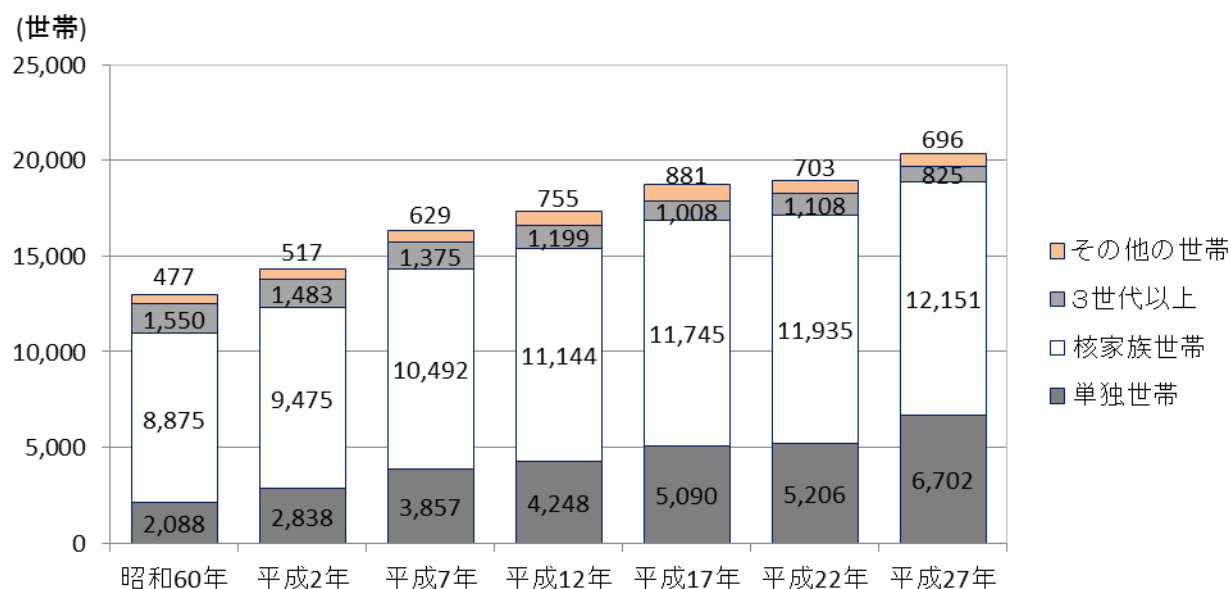


図 1－1－5 家族類型別世帯数の推移

核家族世帯の内訳をみると、全体的に世帯が増加している中、特に、夫婦のみの世帯及び女親と子どもから成る世帯（以下「母子世帯」）が増加しています。また、男親と子どもから成る世帯（以下「父子世帯」）についても、平成 27 年調査ではほぼ横ばいですが、全体として緩やかな増加傾向を示しています。

母子世帯と父子世帯を合わせた数と前頁の 3 世代以上の世帯の数を比較すると、平成 17 年以降、母子世帯と父子世帯を合わせた数が大きく上回っています。

表 1－1－4 核家族世帯の内訳と推移

区分	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
夫婦のみの世帯	1,636	2,165	3,017	3,544	4,076	4,300	4,518
夫婦と子どもから成る世帯	6,491	6,393	6,444	6,373	6,200	6,024	5,903
母子家庭	624	744	850	1,020	1,230	1,339	1,459
父子家庭	124	173	181	207	239	272	271

※各年10月1日現在

資料：国勢調査

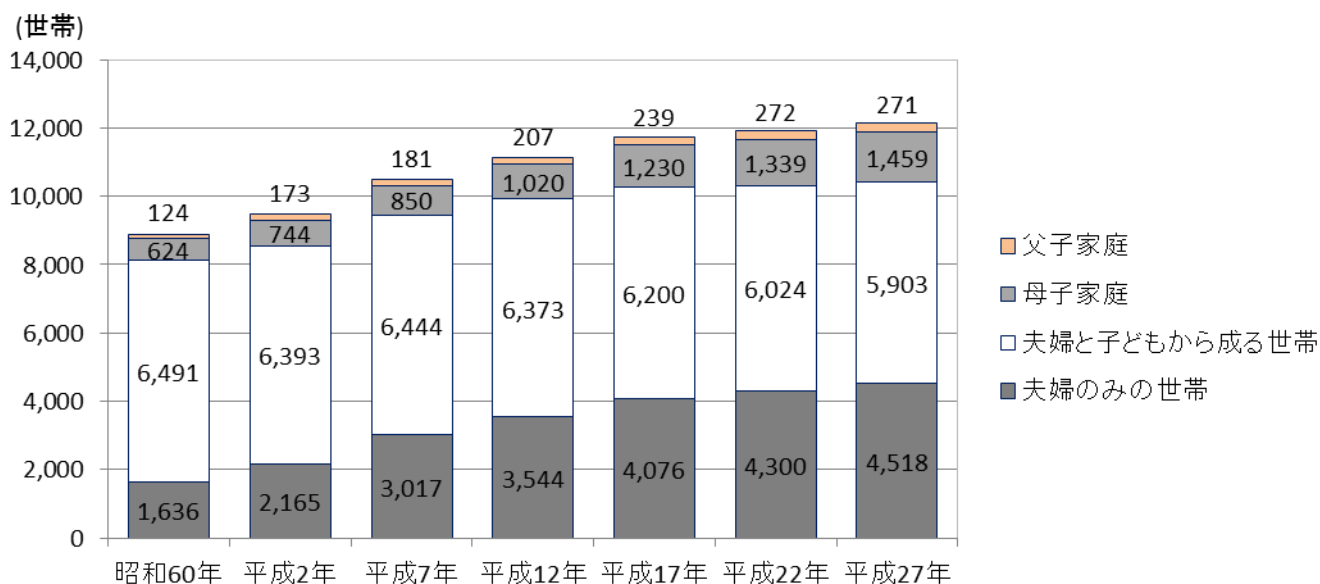


図 1－1－6 核家族世帯の内訳と推移

1-2 子どもの現状

◆ 出生の状況

近年の出生数は、平成22年以降減少傾向にありましたが、その後平成26年から再び増加しています。

また、出生率について愛知県及び全国と比較すると、減少していた平成25年度を含めても、本市の数値が県や国の数値を上回っています。

表1-2-1 出生数・出生率の推移

表1-2-1 出生数・出生率の推移

区分		平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
岩倉市	出生数(人)	488	492	473	441	421	437	451
	出生率(%)	10.1	10.4	10.0	9.4	9.1	9.4	9.5
愛知県	出生数(人)	69,768	69,872	68,973	67,913	66,825	65,218	65,615
	出生率(%)	9.7	9.6	9.3	9.1	9.0	8.8	8.8
全国	出生数(人)	1,070,035	1,071,304	1,050,806	1,037,231	1,029,816	1,003,539	1,005,677
	出生率(%)	8.5	8.5	8.3	8.2	8.2	8.0	8.0

※出生率＝出生数/人口×1,000(人口1,000人当たりの出生数)

資料：愛知県衛生年報

※出生数は年間に届けられた数

※出生率算出基礎人口は各年10月1日現在の人口

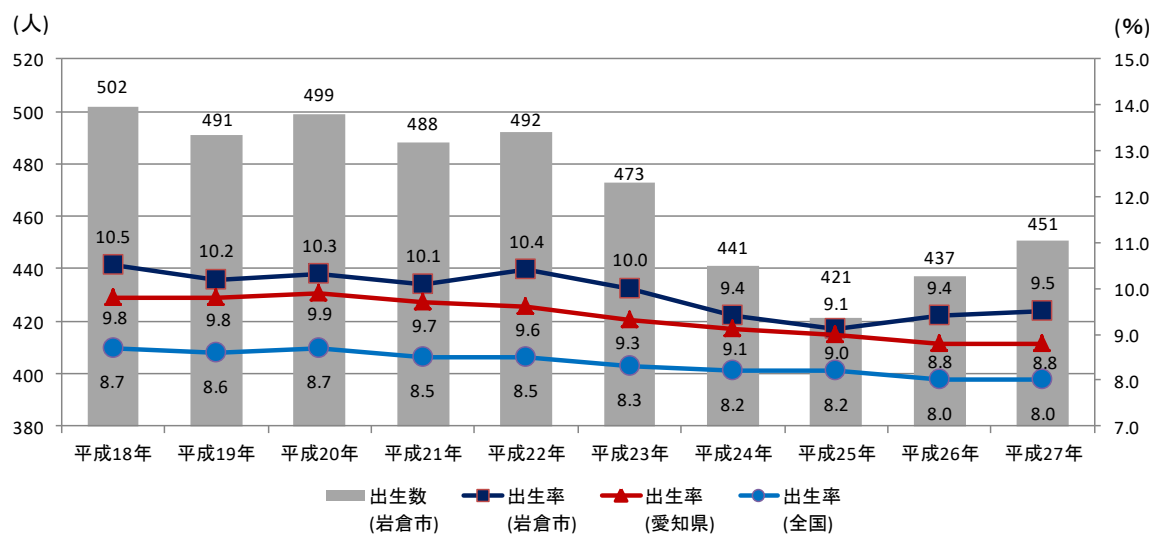


図1-2-1 出生数・出生率の推移

◆ 児童人口の推移

本計画の「子ども」の定義に該当する18歳未満の児童人口数は、平成21年以降減少傾向にありましたが、平成29年は7,607人で微増となっています。

表1-2-2 年齢別児童人口の推移

表1-2-2 年齢別児童人口の推移

区分		平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
乳幼児期	0歳	536	491	495	450	437	411	464	435	498
	1歳	472	509	469	477	429	417	431	462	435
	2歳	493	454	466	446	449	421	397	394	435
	3歳	421	474	437	437	420	432	412	387	393
	4歳	452	424	444	420	420	391	425	400	377
	5歳	474	443	418	445	417	412	378	407	407
	小計	2,848	2,795	2,729	2,675	2,572	2,484	2,507	2,485	2,545
低学年	6歳	462	449	425	412	432	403	406	374	405
	7歳	418	453	441	412	406	428	393	403	382
	8歳	467	412	447	437	403	404	431	390	406
	小計	1,347	1,314	1,313	1,261	1,241	1,235	1,230	1,167	1,193
高学年	9歳	515	460	409	443	428	404	394	432	390
	10歳	469	511	454	403	440	427	405	388	437
	11歳	439	459	507	450	409	443	417	412	392
	小計	1,423	1,430	1,370	1,296	1,277	1,274	1,216	1,232	1,219
中学生	12歳	465	433	451	508	448	403	435	411	416
	13歳	470	469	428	448	508	451	403	431	413
	14歳	435	466	466	424	444	507	452	405	435
	小計	1,370	1,368	1,345	1,380	1,400	1,361	1,290	1,247	1,264
世代高校生	15歳	452	423	457	464	418	447	509	452	409
	16歳	469	448	420	451	468	419	440	512	457
	17歳	440	466	442	423	450	466	418	443	520
	小計	1,361	1,337	1,319	1,338	1,336	1,332	1,367	1,407	1,386
合計		8,349	8,244	8,076	7,950	7,826	7,686	7,610	7,538	7,607

※各年4月1日現在

資料:住民基本台帳、外国人登録人口

1-3 婚姻・就業の状況

◆ 未婚率の推移

20～39 歳における未婚率の推移を男女別・年齢別にみると近年の晩婚化が表れています。平成 22 年と平成 27 年の比較では、20～24 歳及び 30～34 歳の女性の未婚率が増加していますが、その他の区分の未婚率は減少しています。

表 1-3-1 本市の男女別未婚率の推移（20～39 歳）

表1-3-1 本市の男女別未婚率の推移(20～39歳)

区分		昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
20～24歳	男性	88.4	90.3	91.6	90.6	92.2	91.0	90.2
	女性	75.3	79.5	82.3	84.5	86.4	86.9	87.3
25～29歳	男性	51.2	56.2	60.0	65.8	66.6	64.4	60.5
	女性	20.7	29.5	36.6	45.5	51.0	52.9	51.7
30～34歳	男性	22.6	27.5	29.8	35.9	44.8	42.3	42.0
	女性	6.0	8.9	14.5	19.4	27.7	28.4	28.9
35～39歳	男性	11.0	16.8	21.2	23.1	28.8	35.2	33.9
	女性	4.3	5.4	6.7	10.8	15.7	20.3	19.8

※年齢別未婚率＝年齢別未婚者数/年齢別人口×100

資料：国勢調査

※各年10月1日現在

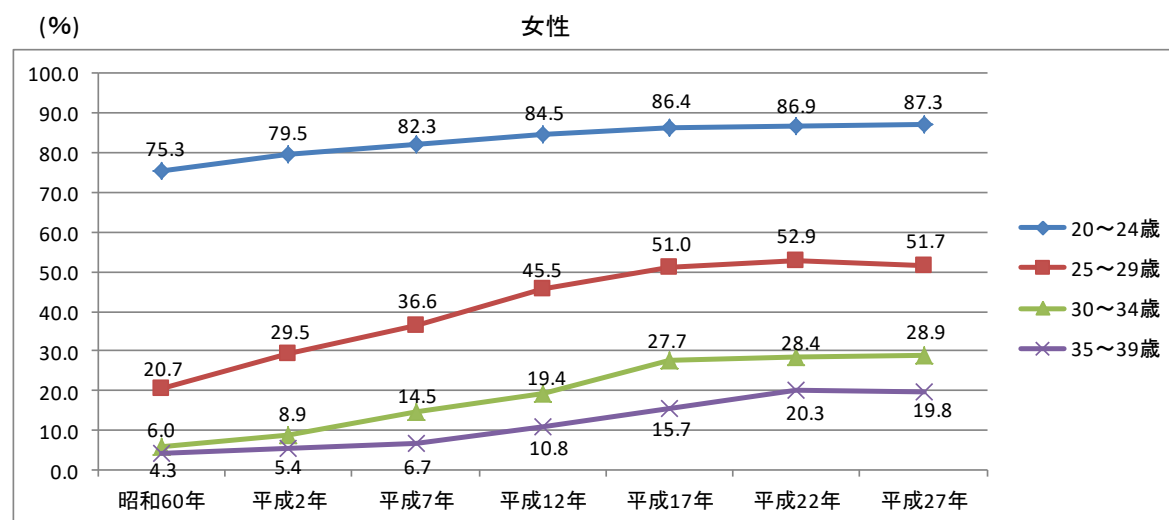
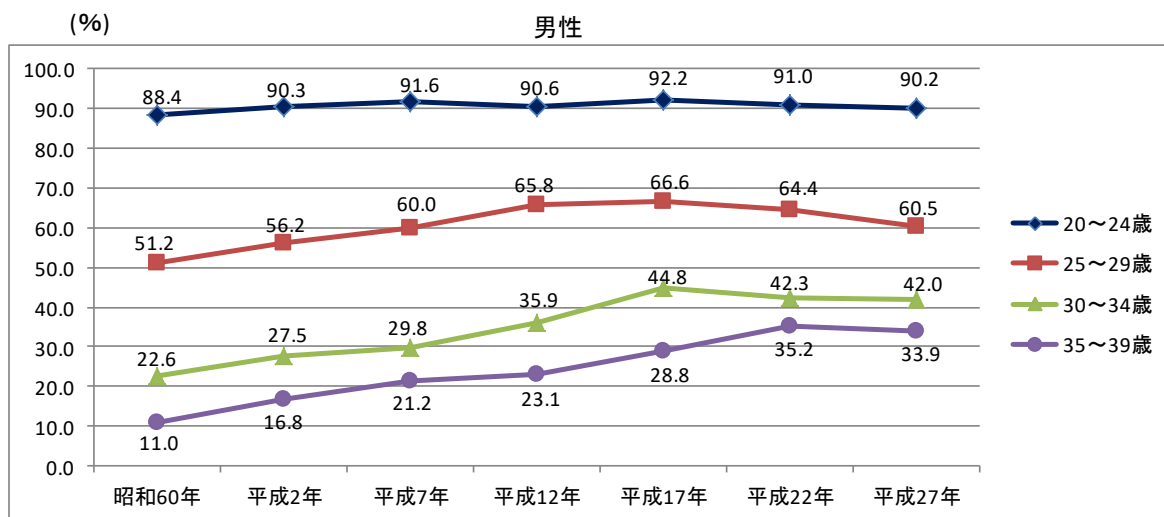


図 1-3-1 男女別未婚率の推移（20～39 歳）

◆ 婚姻・離婚の状況

本市の婚姻状況については、婚姻件数は平成22年がやや多く、各年によって増減がみられるものの、全体的に横ばい傾向で推移しています。婚姻率は、愛知県及び全国と比較すると高くなっています。

また、離婚の状況についても、離婚件数、離婚率共に各年によって増減がみられるものの、全体的に横ばいで推移しています。平成24年以降の離婚率は、愛知県及び全国を上回っています。

表1-3-2 婚姻件数・離婚件数・婚姻率・離婚率の推移

表1-3-2 婚姻件数・離婚件数・婚姻率・離婚率の推移

区分	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
婚姻件数(件)	327	354	279	303	299	335	316
婚姻率(%)							
岩倉市	6.8	7.5	5.9	6.5	6.4	7.2	6.6
愛知県	6.3	6.2	5.8	5.9	5.8	5.7	5.6
全国	5.6	5.5	5.2	5.3	5.3	5.1	5.1
離婚件数(件)	99	89	83	97	92	98	87
離婚率(%)							
岩倉市	2.05	1.88	1.76	2.06	1.98	2.11	1.82
愛知県	2.01	1.97	1.85	1.85	1.79	1.75	1.81
全国	2.01	1.99	1.87	1.87	1.84	1.77	1.81

※婚姻・離婚率＝婚姻・離婚件数/人口×1,000(人口1,000人当たりの婚姻・離婚件数)

資料:愛知県衛生年報

※婚姻・離婚件数は年間に届けられた数

※婚姻・離婚率算出基礎人口は各年10月1日現在の人口

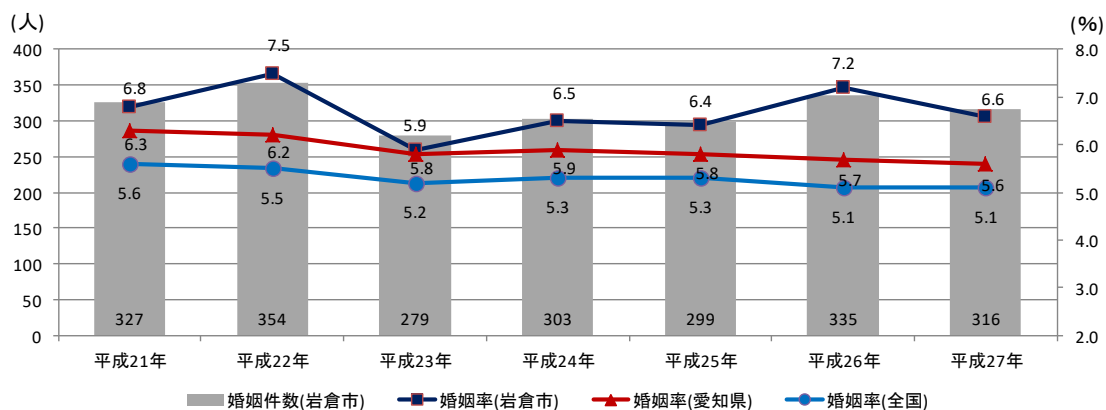


図1-3-2 婚姻件数・婚姻率の推移

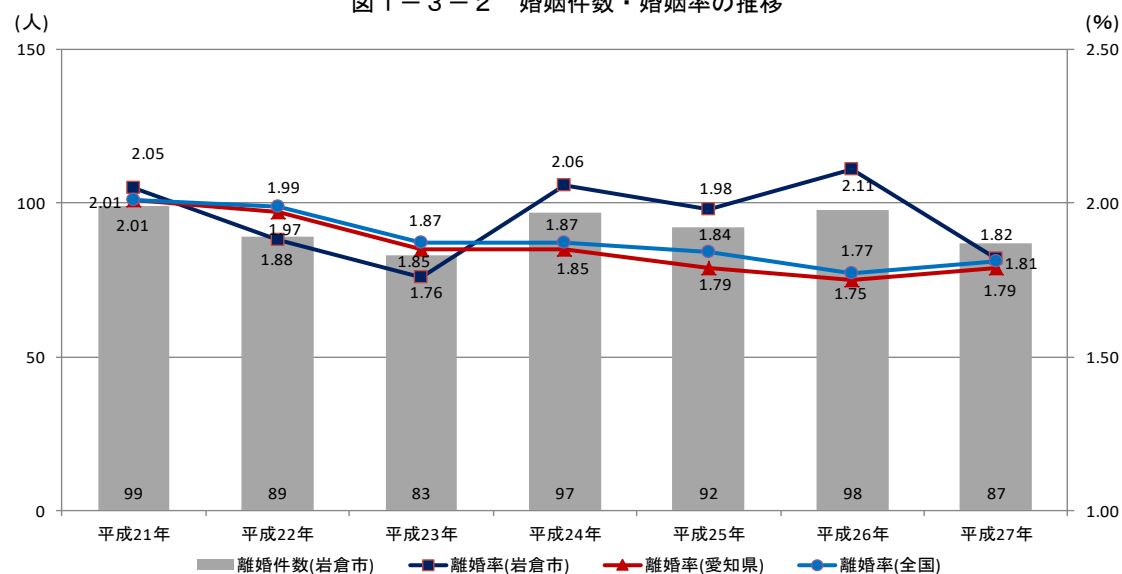


図1-3-3 離婚件数・離婚率の推移

◆ 子ども会の状況

本市の子ども会の加入状況は、会員数、加入率、単位子ども会数とも減少傾向にありましたが、平成 29 年度は会員数 1,436 人、加入率 60.3%で微増となっています。

表 1－3－3 小学校児童数・子ども会会員数・加入率・単位子ども会数

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
小学校児童数(人)	2,665	2,647	2,614	2,503	2,472	2,463	2,426	2,379	2,383
子ども会会員数(人)	1,771	1,774	1,681	1,593	1,542	1,576	1,479	1,399	1,436
加入率(%)	66.5	67.0	64.3	63.6	62.4	64.0	61.0	58.8	60.3
単位子ども会数	35	34	33	33	32	31	28	27	27

資料：学校教育課、子ども会連絡協議会

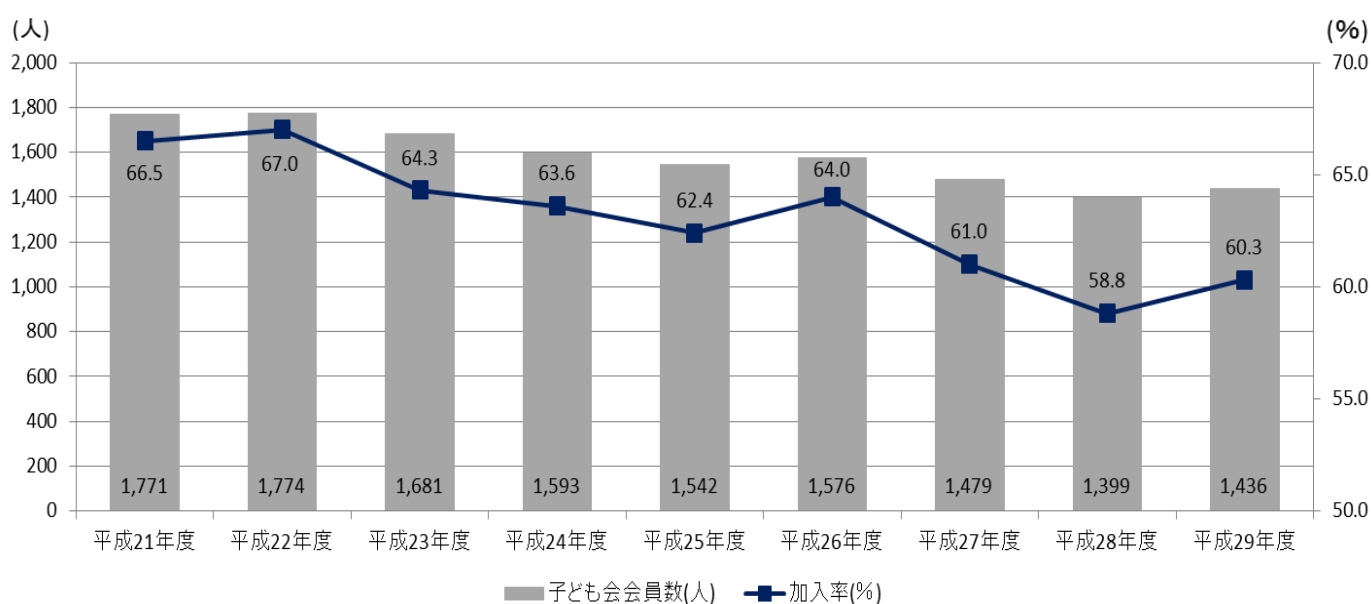


図 1－3－4 子ども会会員数・加入率の推移

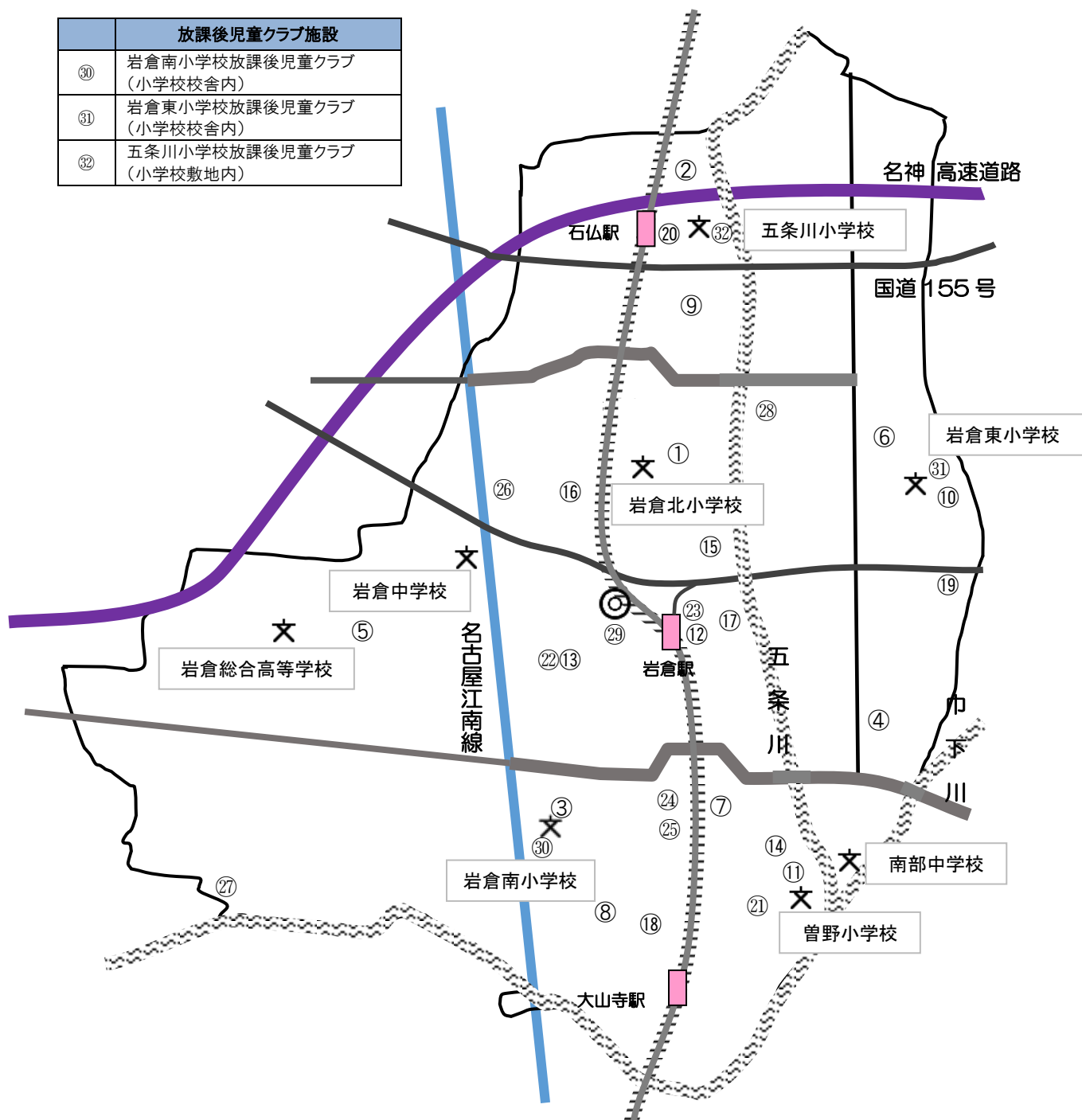
(2) 関連施設の設置状況等

本市の子ども関連の施設については、昭和 30 年代までには小学校 2 校、中学校 1 校、保育園 3 園が整備されています。市制施行と前後する昭和 40 年代には、都市基盤の整備と人口の急激な増加に合わせて、新たに児童館や県立高校が開設されました。第 1 次総合計画が策定された頃までには、現在ある多くの施設が建設されました。近年では、子ども・子育て支援事業計画策定後に順次小学校内での放課後児童クラブが開設されています。

年	主な施設の設置	関連計画等
市制施行前 ～昭和 45 年	岩倉北小学校 岩倉南小学校 岩倉中学校(S22) 北部保育園(S27) 中部保育園(S28) 南部保育園(S32) 岩倉東小学校(S41) 第一児童館(S43) 東部保育園、第二児童館(S44) 西部保育園、第三児童館(S45)	
昭和 46 年	県立岩倉商業高等学校開校 第四児童館、第五児童館設置	岩倉市市制施行
昭和 49 年	仙奈保育園開設 第六児童館、第七児童館設置	
昭和 50 年		最初の基本構想 「健康で明るい緑の文化都市」
昭和 51 年	五条川小学校開校	
昭和 52 年	南部中学校開校 下寺保育園開設	
昭和 56 年	曾野小学校開校	
昭和 58 年	図書館開設	第 1 次岩倉市総合計画
昭和 61 年	希望の家開設	
平成 2 年	総合体育文化センター開設	
平成 3 年		第 2 次岩倉市総合計画
平成 6 年		子どもの権利条約批准
平成 8 年	みどりの家開設	
平成 13 年	くすのきの家開設	第 3 次岩倉市総合計画
平成 21 年		岩倉市子ども条例施行
平成 22 年	市民プラザ開設	
平成 23 年	さくらの家開設	第 4 次岩倉市総合計画
平成 25 年		岩倉市子ども行動計画
平成 27 年		岩倉市子ども・子育て支援事業計画
平成 28 年	岩倉南小学校放課後児童クラブ開設 岩倉東小学校放課後児童クラブ開設	岩倉市放課後子ども総合プラン基本方針
平成 30 年	五条川小学校放課後児童クラブ開設	

◆ 岩倉市子ども関連施設分布図

	放課後児童クラブ施設
⑩	岩倉南小学校放課後児童クラブ (小学校校舎内)
⑪	岩倉東小学校放課後児童クラブ (小学校校舎内)
⑫	五条川小学校放課後児童クラブ (小学校敷地内)



	公立保育園
①	中部保育園
②	北部保育園
③	南部保育園
④	東部保育園
⑤	西部保育園
⑥	仙奈保育園
⑦	下寺保育園

	認定こども園
⑧	曾野第二幼稚園 子どもの庭保育園
⑨	岩倉北幼稚園
⑩	ゆうか幼稚園

	私立保育園等
⑪	こどもの森保育園
⑫	小規模保育事業所 こどものまち保育園

	私立幼稚園
⑬	岩倉幼稚園
⑭	曾野幼稚園

	児童館 地域交流センター
⑮	地域交流センターくすのきの家 (第一児童館)
⑯	第二児童館
⑰	第三児童館
⑱	第四児童館
⑲	地域交流センターポプラの家 (第五児童館)
⑳	第六児童館
㉑	第七児童館
㉒	地域交流センターみどりの家

	公共施設
㉓	生涯学習センター
㉔	図書館
㉕	市民プラザ
㉖	総合体育文化センター
㉗	希望の家
㉘	多世代交流センターさくらの家
㉙	岩倉市役所

2 平成 25 年度～平成 29 年度計画期間の取組紹介

平成 25 年 3 月に、「岩倉市子ども行動計画 平成 25 年度～平成 29 年度」を策定しました。ここでは、平成 25 年度～平成 29 年度に取り組んだ事業から、主なものを抜粋して紹介します。

●紹介の見方

施策の方向 ○-○

○-○-○

◆事業名【担当課】

概要

平成 25 年度当初の計画
内容を記しています

取組内容紹介

施策の方向 1-1 地域における子どもの意見表明・参加の場づくり

1-1-(3) 職場体験等を通じた子どもの参加促進

◆ジュニアレポーター【子育て支援課】

市内中学校の職場体験活動の機会を活用し、中学生が市役所の仕事について学び体験すると共に、子どもの権利やまちへの思いなどについて「広報いわくら」等の記事を作成し、子どもの意見表明や参加促進に対する市民への周知を図った。

平成 25 年度から 27 年度には、「広報いわくら」の「子どもの権利についての特集号」記事を作成するため、保育園や児童館取材した。また、名古屋法務局一宮支局や市長室を訪問し、子どもの権利について学びながら、中学生自身の想いを記事にまとめ発信した。平成 28 年度には、名古屋法務局一宮支局の訪問や中学生自らが「中高生の休日過ごし方アンケート」を実施し、取材やアンケートの結果をポスターにまとめ、市役所 2 階展示スペースや市内商業スペースの市民情報スペースに掲示した。また、同世代への情報発信として市内中学校にも掲示した。



名古屋法務局を取材



広報紙の作成



岩倉中学校生徒のみなさん



岩倉南部中学校生徒のみなさん

施策の方向 1-2 児童館等を中心とした子どもの意見表明・参加の場づくり

1-2-(3) 岩倉子どものまち事業の推進

◆にこにこシティいわくら【子育て支援課】

子どもが主体的に参画する「にこにこシティいわくら」の事業を「岩倉子どものまち事業」と位置付け、企画段階から子どもの参加を意識し事業を進めた。実行委員会では、「まち」の仕組みを知り、出店したいお店や仕事を決める等、子どもたちが考える「まち」づくりの準備を進め、子どもたちがやってみたいお店や仕事を形にしてきた。平成 22 年度から実施し、平成 29 年度で 8 回目の開催となった。

平成 25 年度	実行委員会を 8 回開催（実行委員数：小学生 22 人、延べ 132 人参加）公共の仕事（市役所、銀行、警察、税務署、エコステーション等）と共に、レストラン、ゲームセンター、スーパー等を企画・運営した。銀行で通帳が初めて作成された。参加人数：148 人
平成 26 年度	実行委員会を 8 回開催（実行委員数：小学生 30 人、延べ 212 人参加）公共の仕事と共に、スーパー、農場、ネイルサロン、タクシー、服屋、ゲームセンター等を企画・運営した。参加人数：190 人
平成 27 年度	実行委員会を 6 回開催（実行委員数：小学生 33 人、大学生 2 人、延べ 114 人参加）公共の仕事と共に、スーパー、スポーツジム、ネイルサロン、喫茶店、大工、本屋、ゲームセンター等を企画・運営した。参加人数：212 人
平成 28 年度	実行委員会を 5 回開催（実行委員数：小学生 52 人、中学生 2 人、延べ 191 人参加）子どものきもちカードで集めた意見の中から仕事内容を決定した。公共の仕事と共に、寿司屋、大工、スーパー、Tシャツ屋、アクセサリ屋、新聞社、水族館等を企画・運営した。 参加人数：229 人
平成 29 年度	実行委員会を 5 回開催（実行委員数：小学生 49 人、中学生 2 人、延べ 189 人参加）。子どものきもちカードで集めた意見の中から仕事内容を決定した。公共の仕事と共に、お化け屋敷、レストラン、本屋、コンビニエンスストア、自動販売機コーナー、水族館、雑貨屋等の仕事を企画・運営した。 参加人数：195 人



子ども実行委員会



オープニングセレモニー



かわいいアクセサリがいっぱい
どれにしようかな？

施策の方向 1-3 学校における子どもの意見表明・参加の場づくり

1-3-(1) 学校の行事等における子どもの自主性の促進

◆フェスティバル・委員会活動【学校教育課】

児童生徒が主体的に活動できる場を意図的に設定することで、児童生徒の自覚と責任を促すとともに、達成感や自己有用感を味わうよう取り組んだ。

小学校では、委員会活動の見える化・共有化（活動の積極的な啓発・紹介やポスターの作成、朝会や集会での全校への呼びかけなど）を図った。自分たちで考えたことや企画したことが形になり、学校生活がよりよくなっていくのを実感し、さらに自分たちにできることはないか考える意欲付けになった。また、〇〇フェスティバル・〇〇まつり（学校行事として位置づけ）を実施し、教科や総合的な学習の時間等で学んだ内容を発展させた催しもの（お店）の実施を各学級単位で行った。低学年も高学年もそれぞれの発達段階に応じた内容で、学級への所属意識を高めるだけでなく、集団の一員としての自覚を高め、自主性や社会性を育てる場となった。

中学校では小学校の活動をさらにレベルアップさせて取り組んだ。校内だけではなく、地域や小学校への発信も積極的に行った。

施策の方向 1-4 子どもの意見表明・参加の場づくりにおける担い手の育成

1-4-(1) ユースワーカーの育成

◆ユースワーカー研修会【子育て支援課】

子どもの意見表明・参加の場づくりの担い手として、子どもの権利について理解し、子どもの想いを分かり合い、子どもと大人の橋渡し役となる「ユースワーカー」の育成を行うための研修会を実施した。児童館職員がユースワーカー研修を重ねることで、同じ意識を持って子どもたちや事業に関わることができるようになった。

平成 25 年度「子どもの主体的な活動をサポートするために」参加人数:34 人

講師：特定非営利活動法人こども NPO 具 ゆり 氏

平成 26 年度「子どもの参画を保障する大人って」参加人数:35 人

講師：特定非営利活動法人子ども&まちネット 伊藤 一美 氏

平成 27 年度「中高世代と創る新しい児童館プログラム」参加人数:35 人

講師：特定非営利活動法人子ども&まちネット 伊藤 一美 氏

平成 28 年度「児童館職員としてのコンプライアンス～守られるべき人権と守らなければならない人権～」参加人数：35 人

講師：名古屋法務局一宮支局 石田 久隆 氏

「ヒアバイライトから学ぶ子どもの参画とは」参加人数:34 人

講師：特定非営利活動法人子ども&まちネット 伊藤 一美 氏

「ミュンヘンから学ぶ子どものまち」参加人数:34 人

講師：名古屋芸術大学 長田 謙一 氏

平成 29 年度「子ども会議及び子ども新聞の発行を実施するための手法」参加人数:30 人

講師：特定非営利活動法人子ども&まちネット 伊藤 一美 氏

施策の方向 2-1 既存公共施設における子どもの居場所づくりの推進

2-1-(2) 児童館や地域交流センターを核とした中高生世代の居場所づくり

◆プロジェクト-i【子育て支援課】

岩倉総合高等学校美術部の生徒が、自分たちが学んだ技術を小学生に伝承するワークショップを行った。事業を通じ小学生、高校生の相互交流ができ、高校生が児童館へ来館するきっかけとすることができた。

平成 25 年度「ろうけつ染めでTシャツを作ろう!」 参加人数：小学生 21 人、高校生 19 人

平成 26 年度「描いてわくわく」 参加人数：小学生 30 人、高校生 32 人

平成 27 年度「描いてわくわくパートⅡ モバイルビュートレス」

参加人数：小学生 29 人、高校生 22 人

平成 28 年度「まわしてプリンティング～回転版画～」

参加人数：小学生 20 人、高校生 25 人、大学生 12 人

平成 29 年度「ちょっくんぺったんシールであそぼう♪」

参加人数：小学生 30 人、高校生 20 人



「まわしてプリンティング～回転版画～」

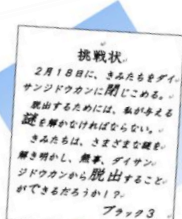
◆児童館中学生事業【子育て支援課】

中学生が児童館で活動できる場所や機会を提供し、児童館における中学生の居場所づくりを図った。

平成 27 年度の夏休み期間に、第四児童館にて中高生世代向け事業を試行的に実施した。「ティーンズスペースD4」として「チャレンジ・ザ・ゲーム」を行い、中高生向けに学習専用スペース等を開放した。平成 28 年度には、中学生の職場体験事業の中で、南部中学校 2 年生の生徒から「児童館をもっと利用したい。」「楽しいことをやってみたい。」という声が挙がったため、中学生と話し合う機会を設け何か企画できないか検討した。その結果、児童館では初の試みとなる中学生事業「児童館脱出ゲーム～閉ざされたダイサンジドウカンからの脱出～」を実施した。参加人数：中学生 34 人

平成 29 年度 8 月より、「中学生専用タイム」を毎月 1 回、第一児童館、第三児童館、第四児童館、第五児童館においてスタートさせた。同時に、第四児童館で実施した「アナログゲームタイム」と「学習スペースの開放」についても、チラシを作成し市内中学校へ配布し周知した。2 月には、中学生事業「体験型人生ゲーム in ダイヨン」を行った。

参加人数：中学生 13 人



中学生事業「児童館脱出ゲーム」



中学生専用タイム
「アナログゲームタイム」



中学生事業
「体験型人生ゲーム in ダイヨン」

施策の方向 2-2 学校における居場所づくりの促進

2-2-(1) 放課後児童健全育成事業の拡充

◆放課後児童クラブ【子育て支援課】

国が定めた放課後子ども総合プランに基づき、岩倉市でも放課後子ども総合プラン基本方針を定めた。今まで児童館で行ってきた放課後児童クラブを、学校敷地内に可能な限り移設することで、放課後子ども教室との事業を一体的な枠組みとして考えながら、より安全で豊かな放課後の居場所を確保していくように進めた。

児童館で実施している放課後児童クラブの入所者が年々増加するなかで、夏休み期間を利用したい希望が多く、児童館だけでは受け入れが難しくなった。平成 25 年度には、五条川小学校の夏休み利用希望者を、同一校区内にある多世代交流センター「さくらの家」で放課後児童クラブを臨時開設し受け入れをしたことで、児童館以外での実施の先駆けとなった。続く平成 26 年度には、岩倉北小学校の夏休み利用希望者を低学年図書室や調べ学習室で放課後児童クラブを開設し受け入れをした。このように、受け入れ枠や対象学年を拡大しながら、平成 27 年度には、岩倉市放課後子ども総合プラン基本方針を策定し、並行して、児童館から岩倉南小学校と岩倉東小学校に放課後児童クラブを移設する準備（小学校の多目的に使用していた教室を放課後児童クラブ室として使用）を進めた。平成 28 年度 4 月から岩倉南・岩倉東小学校内で通年で実施し、夏休み期間より、放課後児童クラブの受け入れ時間を午前 7 時 30 分から午後 7 時まで拡大した。平成 30 年 4 月から五条川小学校区の放課後児童クラブを五条川小学校敷地内で実施するため、平成 29 年度より、放課後児童クラブ施設の建設を進めた。

2-2-(2) 学校開放の推進

◆放課後子ども教室【生涯学習課】

学校施設の開放を拡充し、地域の方々に指導者として協力をしていただき、軽スポーツや学習など各種の体験活動や交流活動を推進した。

市内各小学校で、土曜日の午前中に「放課後子ども教室」事業として体育館、図書館、コンピューター室を解放した。平成 25 年度は延べ 430 教室に 3,240 人、平成 26 年度は延べ 404 教室に 3,310 人、平成 27 年度は延べ 424 教室に 3,804 人、平成 28 年度は延べ 416 教室に 4,274 人を受け入れた。

また、岩倉市放課後子ども総合プラン基本方針に基づき、平日における放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な取組を図るため、岩倉南小学校において平日実施の放課後子ども教室を試行的に行い、平成 29 年 7 月に 5 日間を通して 165 人を、平成 30 年 3 月に 3 日間を通して 62 人を受け入れた。



岩倉南小学校放課後児童クラブ



岩倉東小学校放課後児童クラブ



岩倉南小学校放課後子ども教室

施策の方向 3-1 子ども自身の意識の向上

3-1-(1) 子どもの権利を考える週間における学習機会の拡大

◆「子どもの権利」に関する授業【学校教育課】

11月20日の「岩倉市子どもの権利の日」及びこの日を含む1週間の「岩倉市子どもの権利を考える週間」を機会に子どもの権利に関する授業の実施を推進した。

市内各小学校において、「岩倉市子どもの権利を考える週間」に、岩倉市子ども条例等の子どもの権利に関する授業や、人権について考える学級活動や道徳の時間、特別活動を実施した。人とのかかわりを通して得られる喜びを実感できる機会を多く持つことができ、相手のことを考えながら自分の考えや人とのつながりを広げることができた。

岩倉市小中学校人権教育研究会を設置し、共通の研究主題のもと、市内全小中学校において人権意識の高揚を図る活動に取り組んだ。

平成27年度に第1回となる岩倉市子ども人権会議を開催し、人権に関する学習や小中学校における人権尊重の取組についての情報交換を行うとともに、平成28年度の岩倉市子ども人権会議において「岩倉市子ども人権合い言葉」を採択した。また人権に関する学習や小中学校における人権尊重の取組についての情報交換なども行った。



岩倉南小学校人権教室



岩倉市子ども人権会議

施策の方向 3-2 保護者や周辺の大人に対する意識の向上

3-2-(1) 保護者への啓発

◆いわくら子育て親育ち十七条 ミニ講座【生涯学習課】

家庭・地域・関係機関の連携強化を図り、「子育て親育ち推進事業」を推進する中で子どもの権利に関する情報提供を行うとともに、保護者を対象とした講座を実施し、子どもの権利に関する理解が深まるよう啓発に努めた。

保健センター4か月児健診を受診した保護者全員に、冊子「いわくら子育て親育ち十七条」を配布し、子育てネットワークの協力のもと「乳幼児期の子育てポイント」についてミニ講座を開催した。平成26年度以降は、「いわくら子育て親育ち十七条」と併せて福祉課作成の「こどもたちキラキラいわくら子育て情報」を配布し、乳幼児を持つ保護者に対して「子どもの権利」に関する理解が深まるよう啓発をするとともに、子育てに関する最新の情報を提供した。また、平成28年度には、「いわくら子育て親育ち十七条」をホームページ上で掲載し、誰でも閲覧できる環境を整えた。



保健センターミニ講座

施策の方向 4-1 子どもへの支援

4-1-(1) 虐待、体罰、いじめ等からの救済のための連携強化

◆岩倉市要保護児童等対策定例会議【子育て支援課】【福祉課】【健康課】【学校教育課】

◆いじめ問題対策連絡協議会【学校教育課】

民生委員・児童委員をはじめとした地域の協力や、学校等の関係機関との連携を強化し、虐待、体罰、いじめ等により子どもの権利が侵害されないよう早期発見・早期対応に努め防止を図った。

被虐待児童については、毎月、主任児童委員、一宮児童相談センター職員、保健センター職員、福祉課職員、教員等で構成する岩倉市要保護児童等対策定例会議において定期的に意見交換をしながら対応した。平成 28 年度には、児童生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針として、「岩倉市いじめ防止基本方針」を策定した。いじめの防止等に関係する機関や団体の連携を推進するため、いじめ問題対策連絡協議会を設置し、情報共有を図った。また、いじめ防止等の対策や重大事態の対処、発生防止をするため、教育、法律、医療、心理等の専門的知識及び経験を有する者で構成するいじめ問題専門委員会を設置した。学校にスクールカウンセラーを派遣し、児童生徒のカウンセリングを行った。

施策の方向 4-2 子どもの権利を守る体制づくり

4-2-(2) 身近な相談窓口の設置

◆じどうかんなないろ相談室【子育て支援課】

子どもの居場所となる児童館に身近な相談窓口を設置し、児童館・放課後児童クラブでも気軽に相談できることを子どもや保護者に周知した。

平成 25 年度より、児童館における相談窓口のあり方について検討し、平成 26 年度に「じどうかんなないろ相談室～なんでもいっていいんだよ～」を開設した。市内全小学校を通じて「相談窓口開設のお知らせ」と「相談カード」を配布し、保護者や子どもに周知した。また、相談業務に関わる児童館職員研修会を実施した。平成 27 年度には、相談業務実施要領と相談業務マニュアルを作成し、児童館における相談業務のあり方を職員間で共有した。雑談の中から相談に応じていくものを含めると相談件数は増加している。相談内容を解決してもらいたいというより、自分の気持ちを聞いてもらいたいという子どもや保護者が増えてきているので、その気持ちに寄り添うことを心がけている。



相談窓口開設のお知らせ	
児童館では、平成 26 年度より、相談窓口を開設しており、子どもみなさんを対象に「なんでもいっていいんだよ」を開いています。ちょっと悩んでいること、心配なことがあったら「そうだんカード」に書いて、児童館にもってきてくださいね。	
保護者のみなさんも、保護の手紙で手紙で書いてあること、悩んでいること等がありましたら、いつでも職員までお話をかけください。職員に「ええ、困ったの、お話を聞かせてください」と書いて、児童館にもってきってくださいね。	
児童館のみなさん、保護の手紙で手紙で書いてあること、悩んでいること等がありましたら、いつでも職員までお話をかけください。職員に「ええ、困ったの、お話を聞かせてください」と書いて、児童館にもってきってくださいね。	

じどうかんな なんでもいっていいんだよ 相談窓口	
ちょっと悩んでいること、心配なこと、だれかに聞いてもらいたいことはありますか？相談したいことがあったら、「そうだんカード」に書いて、児童館にもってきてくださいね。	
そうだんカード	
なまえ	小学校
*相談したいことに○をつけてください	
1. 友だちのこと	2. 家族のこと
3. 学校のこと	4. その他
～「そうだんカード」は児童館にもってきやすい～	

施策の方向 5-1 子育て支援サービスの提供

5-1-(1) 交流の場の充実

◆子育て交流事業【子育て支援課】【生涯学習課】【長寿介護課】

既存の公共施設を活用し、子育て中の親同士が交流でき子育てに関する相談や情報提供等を行う交流の場の充実に努めた。事業の実施には多くのボランティアの方の協力を得て行った。

保育園で「ちびっこクラブ」、「子ども絵本図書室（東部保育園）」、児童館で「幼児クラブ」等を実施し、子育て中の親同士の交流を図った。また、地域交流センターくすのきの家で「おもちゃ図書館」、「おはなし会」、生涯学習センターの「子どもルーム」で「おはなし会」を実施することで交流の場の充実に努めた。多世代交流センターさくらの家では、さくらの家まつりなど多世代で交流しやすい企画を取り入れた。毎年秋に実施している多世代交流事業ふれあい歩け歩け大会は、3世代の交流の場にもなっている。



子ども絵本図書室



児童館幼児クラブ



さくらの家まつり

5-1-(2) 地域子育て支援センター事業の推進

◆育児広場にこにこフロアー 育児相談 おでかけひろこ広場【子育て支援課】

子育て支援センターにおいて、育児広場にこにこフロアーや育児相談を実施し、子育て中の親子が互いに交流でき、子育てについて気軽に相談できる場を提供した。また、平成29年度より、身近な地域で子育て交流ができるよう、第三児童館・多世代交流センターさくらの家・地域交流センターくすのきの家・ポプラの家の市内4か所を会場に、おでかけひろこ広場を実施した。

育児広場にこにこフロアー利用人数：平成25年度 17,544人、26年度 16,794人

平成27年度 21,429人、28年度 24,841人

育児相談件数：平成25年度 335件、26年度 156件、27年度 189件、28年度 138件



こにこフロアー



おでかけひろこ広場

5-1-(4) 赤ちゃん訪問事業の実施【福祉課】

◆赤ちゃん訪問事業

民生委員・児童委員の協力のもと、生後 4 か月までの乳児のいる家庭を全戸訪問し、地域の中で安心して子育てができるように、子育てに関する相談を受け、子育て支援に関する情報提供を行った。

民生委員・児童委員の協力のもと、生後 4 か月までの乳児のいる家庭を訪問（訪問時にお祝いの品を持参、第 1 子は絵本・第 2 子以降は歯ブラシ）した。子育ての相談を受け、子育て支援の情報提供を行うとともに、リスクの可能性のあるケースについては、早期発見・把握し、随時担当課、民生委員・児童委員、保健師と連携を取り母子の支援をするなど、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ機会を作った。



赤ちゃん訪問事業

施策の方向 5-2 保護者への学習機会の提供

5-2-(2) 若い親に対する学習機会の提供

◆生涯学習講座 マタニティ&キッズコンサート【生涯学習課】

若い親を対象とした生涯学習講座を企画・開催し、子育ての楽しさや男女が協力して家庭を築くこと、子どもを産み育てることの意義等に関する教育・啓発を行った。

子育て親育ち推進会議において協議し、生涯学習講座を開催した。保健センターの検診時に併せ乳幼児の親に対する講座や小中学校、幼稚園・保育園における講座、生涯学習講座等、子どもの発達段階に応じた講座を開催し、親が学ぶ場を提供することができた。また、マタニティ&キッズコンサートに併せて子育てミニ講座を開催した。平成 28 年度に実施した生涯学習講座『『困ったちゃん』でも大丈夫!!』を受講した人たちが、自主的に子育ての情報を共有しあう「イクイクの会」を結成し活動を開始した。開催した講座をきっかけに、参加者の自主的な活動を促すことができた。



マタニティ&キッズコンサート



生涯学習講座



(参考) 平成28年度 岩倉市子ども行動計画 取組結果一覧表

(注) 施策番号の*印は取組紹介 (P31～P38) に掲載

施策番号		事業名	平成28年度取組結果
1-1-(1)		地域の行事等における子どもの参加の促進	移動児童館事業として児童館のない地域にいき、北島子ども会と川井子ども会への子ども会行事を支援し、各子ども会で1回ずつ実施した。夏祭りなどの児童館行事で岩倉市ボランティアサークルに依頼し連携して行事を実施した。
1-1-(2)		まちづくりにおける子ども委員・子ども会議の設置	子ども会会員数を増やすため、岩倉市子ども会連絡協議会主催で新たな取り組みとして「親子いもイモ大作戦」と題し、幼稚園、保育園の子どもから小学校低学年の子どもを持つ親子を対象に実施した。
* 1-1-(3)		職場体験等を通じた子どもの参加の促進	児童館・児童クラブの活動の中で子どもが主体となってルールづくりの話し合いの場を持った。
1-2-(1)		意見の出しやすい環境づくり	中学校職場体験活動の子育て支援課で実施し、岩倉中学校2年生3人、南部中学校2年生4人を受入れた。参加した中学生がジュニアレポーターとして、市役所の仕事や子どもへの権利について学び、取材した内容や感じたことをまとめたポスターを作成した。
1-2-(2)		児童館事業を通じた子どもの意見表明・参加の場づくり	6月に「こどものき・も・ちカード」を全小学生へ配布し、「にここシテイいわくら」のまちでやってみたい仕事やお店を尋ねたところ、こどものきもちボックスに75件の意見カードの投かんがあった。にここシテイいわくら実行委員会、寄せられた意見を参考にして、実行委員がまちの仕事やお店を決定した。
* 1-2-(3)		岩倉子どもまち事業の推進	夏祭りなどの児童館行事で子どもの実行委員を募り、実行委員会を開催し、子どもの意見を取り入れ、行事を企画した。当日の運営にも実行委員が携わり、行事を実施した。
* 1-3-(1)		学校の行事等における子どもの自主性の促進	児童館行事「にここシテイいわくら2016」を実施し、子どもの参加は229人であった。実施にあたっては、子どもの実行委員を募り実行委員会を5回開催（実行委員延べ191人参加）し、まちの仕事や当日の準備など実行委員を中心に考え、運営した。
* 1-4-(1)		ユースワーカーの育成	小学校では、委員会活動の積極的な啓発・紹介やポスターの作成、朝会や集会での全校への呼びかけなどをを行い、教科や総合的な学習の時間等で学んだ内容を発展させた催しもの（お店）をフェスティバルやまつりとして実施し、児童生徒が主体的に活動できる場を意図的に設定した。中学校では、小学校の活動をレベルアップさせたものを取り組み、地域や小学校へ情報発信した。
			児童館ユースワーカー研修会を1回実施し、児童館職員34人が参加した。

(参考) 平成28年度 岩倉市子ども行動計画 取組結果一覧表

(注) 施策番号の*印は取組紹介 (P31～P38) に掲載

施策番号	事業名	平成28年度取組結果
2-1-(1)	子どもの遊び場や豊かな体験の場の環境整備	都市公園の遊具の保守点検を実施し、点検結果に基づき修繕を実施し、施設の環境整備を実施した。 (維持管理課) 児童遊園の植木剪定、草刈、遊具の保守管理等により施設の環境整備を実施した。 北島児童遊園を移設した。(子育て支援課)
* 2-1-(2)	児童館や地域交流センターを核とした中高生世代の居場所づくり	愛知県立岩倉総合高等学校美術部と連携して高校生が主体となって企画・運営し、プロジェクト-i「まわしてプリンティング～回転版画～」を実施した。小学生29人、高校生22人の参加があった。 中高生事業「アナログゲーム」を7月に実施し、小学生14人の参加があったが、中高生の参加はなかった。 中学生事業「児童館脱出ゲーム～閉ざされたダイサンジドウカンからの脱出～」を2月に実施し、中学生34人の参加があった。
* 2-2-(1)	放課後児童健全育成事業の拡充	岩倉南小学校及び岩倉東小学校内で放課後児童クラブを実施し、対象学年を小学校6年生まで拡大した。 岩倉北小学校区内の夏休み利用希望児童を岩倉北小学校の低学年図書室及び調べ学習室で臨時開設し、29人を受入れた。五条川小学校区内の夏休み利用希望児童を同一校区内にある多世代交流センターさくららの家で臨時開設し、29人を受入れた。
* 2-2-(2)	学校開放の推進	各小学校で、土曜日の午前中に「放課後子ども教室」事業として体育館、運動場、図書館、コンピューター室を開放し、休日における子どもの自主的な運動及び学習活動を実施した。 延べ416教室に、4,274人の児童が参加した。(生涯学習課)
* 3-1-(1)	子どもの権利を考える週間における学習機会の拡大	各小中学校において、「岩倉市子どもの権利を考える週間」に岩倉市子ども条例等の子どもの権利に関する授業や、人権について考える学級生活や道徳指導、特別活動を実施した。岩倉市小中学校人権教育研究会を設置し、共通の研究主題のもと、市内全小中学校において人権意識の高揚を図る活動に取り組んだ。 第2回岩倉市子ども人権会議を開催し、人権に関する学習や小中学校における人権尊重の取組についての情報交換を行った。
3-1-(2)	子ども自身による情報発信機会の拡大	中学生の職場体験活動において、取材した内容や感じたことをまとめたポスターを作成した。生徒が作成したポスターを11月、12月に市役所市民ギャラリーや市内商業スペースのポケット広場、中学校に展示した。
* 3-2-(1)	保護者への啓発	保健センター4か月児健診受診保護者全員に「いわくち子育て親育ち十七条」を配布するとともに、この冊子を用いて「乳幼児期の子育てのポイント」についてミニ講座を開催し、啓発した。

(参考) 平成28年度 岩倉市子ども行動計画 取組結果一覧表

(注) 施策番号の*印は取組紹介 (P31～P38) に掲載

施策番号	事業名	平成28年度取組結果
3-2-(2)	市民への広報及び啓発の推進	中学生の職場体験活動において、取材した内容をまとめたポスターを作成した。生徒が作成したポスターを11月、12月に市役所市民ギャラリーや市内商業スペースのポケット広場、中学校に展示した。
3-2-(3)	事業者への啓発	子どもに関わる行事の参加募集記事を広報紙に掲載した。
* 4-1-1-(1)	虐待、体罰、いじめ等からの救済のための連携強化	被虐待児童生徒については、毎月、主任児童委員、一宮児童相談センター職員、保健センター職員、福祉課職員などの関係機関と岩倉市要保護児童等対策定例会議において情報共有を図った。 児童生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針として、「岩倉市いじめ問題対策連絡協議会」を設置し、いじめの防止等に関係する機関や団体の連携を推進するため、いじめ問題対策連絡協議会を設置し、情報共有を図った。また、いじめの防止等の対策や重大事態の対処、発生防止をするため、教育、法律、医療、心理等の専門的知識及び経験を有する者で構成するいじめ問題専門委員会を設置した。(学校教育課) 次年度に保育園へ入園する被虐待児童に対し、保健センターや福祉課と連携し、情報共有を図った。(子育て支援課) 岩倉市要保護児童等対策定例会議にて、12件取り扱った。(福祉課)
4-1-(2)	被害に遭った子どもに対する支援の充実	児童虐待等の被害に遭った児童はいなかった。(子育て支援課) 一部の学校にスクールカウンセラーを配置し、児童生徒や保護者のカウンセリングを行った。市内全小中学校に子どもと親の相談員を配置し、児童生徒や保護者が気軽に相談できる体制の充実に努め、心のケアにあたった。(学校教育課)
4-1-(3)	関係機関との連携	必要に応じて関係機関と連携し、育児支援情報の共有化を図った。(子育て支援課) 虐待の疑いのある事例について、ケース検討会議を1回開催した。(福祉課)

(参考) 平成28年度 岩倉市子ども行動計画 取組結果一覧表

(注) 施策番号の*印は取組紹介 (P31～P38) に掲載

施策番号	事業名	平成28年度取組結果
4-2-(1)	子どもの権利救済窓口の充実	子育て支援課、保育園、児童館、子育て支援センターにおいて子どもの権利救済の窓口として、保護者からの直接の相談や電話相談に職員が対応し、相談内容に応じて関係機関と連携するなど子どもの見守り体制を取った。(子育て支援課) 一部の学校にスクールカウンセラー、全小中学校に子どもと親の相談員を配置し、子どもや保護者が気軽に相談できる体制の充実を図った。 スクールカウンセラーの相談件数は、933件であった。(学校教育課) 子どもと親の相談員の相談件数は、2,843件であった。(福祉課) 家庭児童相談室で受け付けた相談件数は、77件であった。(福祉課) 市民相談室において、毎週月曜日午前9時～午後4時の時間帯で心の相談電話を実施したが、一般相談も含めて児童虐待や子どもの人権に関する相談はなかった。(協働推進課) 子どもの権利救済窓口として乳幼児健康相談や乳幼児健康診査、家庭訪問や電話・面接相談において相談に対応した。平成28年度から「おめでどうコール」を開始し、産後の母子へ電話による育児支援を行った。(健康課)
* 4-2-(2)	身近な相談窓口の設置	「じどうかんなんいろそうだんしつ」のポスターを各児童館で掲示し、PRした。相談件数は、59件であった。
4-2-(3)	岩倉市子ども権利救済委員会の充実	岩倉市子ども条例に基づき、子どもの権利の救済を図るため、弁護士・児童相談センター長で組織する子どもの権利救済委員会を1回開催した。
4-2-(4)	相談窓口の広報	いわくから子育て情報紙を作成し、赤ちゃん訪問事業や各保育園で配布、保健センターや子育て支援センター、各児童館に設置した。
* 5-1-(1)	交流の場の充実	保育園では、各保育園の「ちびっこクラブ」で延べ707人の利用があり、「ちびっこ in いわくら」で546人の参加があった。東部保育園の絵本図書館で175人の利用があった。 児童館(第二・第三・第四・第五・第六・第七児童館)では、幼児クラブを実施し、延べ2,685組の参加があった。 くすのきの家では、おもちゃ図書館を実施し、延べ258人の参加があった。(子育て支援課) 生涯学習センターでは、子どもルームで7,831人の利用があり、おはなし会では、917人の参加があった。(生涯学習課) 多世代交流センターさくららの家では、子どもルームで延べ2,644人の利用があった。多世代交流事業として、さくららの家まつり、日曜日臨時開館、ふれあい歩き付け大会、クリスマス会を実施した。(長寿介護課)

(参考) 平成28年度 岩倉市子ども行動計画 取組結果一覧表

(注) 施策番号の*印は取組紹介 (P31～P38) に掲載

施策番号	事業名	平成28年度取組結果
* 5-1-(2)	地域子育て支援センター事業の推進	子育て支援センターにおいて、育児広場にこころフロアや育児相談を実施し、子育て中の親子が互いに交流でき、子育てについて気軽に相談できる場を提供した。 育児広場にこころフロアは、延べ24,842人の利用があった。 育児相談は、138件の相談があった。
5-1-(3)	地域住民のつながりによる子育て支援の促進	各地域で民生委員・児童委員による親子交流会を実施した。児童館母親クラブや地域ボランティア、老人クラブの協力を得て児童館の行事やクラブ活動や地域交流会を実施した。読み聞かせのボランティアによる「おはなしの会」などを実施した。
* 5-1-(4)	赤ちゃん訪問事業の実施	民生委員・児童委員、主任児童委員等の協力により、生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、地域の中で安心して子育てができるように、子育てに関する様々な不安や悩みを聞くとともに、子育て支援に関する情報提供を行った。訪問時にお祝い品（第1子は絵本、第2子以降は歯ブラシ）とパンフレット「いっしょに子育て情報」を配布した。 訪問件数は、463件であった。
5-2-(1)	子育てに関する意識啓発	子育てに関する講演会（1回、62人参加）及び育児講座（25回、延べ759人参加）を実施した。子ども向け行事や遊び場情報をまとめた子育て情報紙を平成28年7月から毎月発行し、広報紙やほっと情報メールで子育てに関する情報を提供した。
* 5-2-(2)	若い親に対する学習機会の提供	子育て支援センターにおいて協議し、講座を開催した。保健センターの健診時に併せ、乳幼児の親に對する講座を24回開催。小中学校において20回、幼稚園・保育園において6回講座を開催。生涯学習講座として4講座計9回を開催。マタニティ&キッズコンサートに併せて子育てミニ講座を開催。
5-2-(3)	ひとり親家庭に対する理解の促進	子育て支援課に在籍している母子父子自立支援員が、必要に応じて窓口で相談等を行った。
5-2-(4)	将来の親となる世代に対する意識啓発	各小中学校において、人権について考える学級生活や道徳指導、特別活動などを実施した。助産師さんや妊婦さんを招いて、生命誕生の神秘さや一つのいのちが生まれるまでの大変さを聞いたり、自分が生まれたときの様子（身長や体重、家の人の当時の気持ち、名前の由来など）をインタビューした内容を伝え合ったりして、いのちについて考える機会とした。（学校教育課） 児童館において、岩倉総合高等学校の「子どもの発達と保育」の授業科目を選択している生徒とともに、幼児クラブ on Saturdayを2回開催した。延べ208人の参加があり、幼児親子と生徒が交流し、子育てについて考える機会を設けた。

3 岩倉市子ども条例

平成20年12月18日

条例第28号

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 子どもの権利（第3条～第7条）

第3章 子どもの権利を保障するための責務（第8条～第12条）

第4章 子どもに関する施策（第13条～第21条）

第5章 子どもの務め（第22条～第24条）

第6章 雑則（第25条）

附則

すべての子どもは、未来の社会をつくっていく、かけがえのない宝です。子どもは、一人の人間として尊重され、どのような差別や暴力も受けることなく、健康に育ち生きていくために、ふるさとのシンボルとして愛され続けている五条川と、その桜のように、すべての大人から愛され、大切にされなくてはなりません。

子どもは、自分の思ったことを自由に表し、様々なことに参加し、挑戦することができます。そのために大人は、子ども一人ひとりに権利があることを理解し、子どもが様々なことを学び、活動することができる機会を確保し、子どもと直接向き合い、やさしいまちの実現に向けて進んでいく必要があります。

また、子どもは、自分自身を大切にし、他の子も大切にするとともに、社会の一員として責任を持って行動する必要があります。

これらのことは、私たち岩倉市民が果たすべき役割であると考え、子どもが元気に育つことに喜びを見だし、子どもたちが小さなまちから大きな夢を抱けるよう、子どもの権利を尊重し、岩倉市が子どもにやさしいまちになることを宣言し、ここに岩倉市子ども条例を定めます。

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、児童の権利に関する条約を基本に、子どもの権利を保障し、保護者、市、市民、学校、事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策について必要な事項を定めることにより、子どもに対しやさしいまちの実現をめざします。

（定義）

第2条 この条例において「子ども」とは、18歳未満の者をいいます。

2 この条例において「保護者」とは、親又は里親その他親に代わり子どもを養育する者をいいます。

第2章 子どもの権利

(子どもの権利の保障)

第3条 子どもは、いかなるときも、この章で定められた権利が保障されます。

(自分らしく生きる権利)

第4条 子どもは、自分らしく生きていくために、次のことが保障されます。

- (1) 自分の価値が認められ、尊重されること。
- (2) 自分の考えや気持ちを自由に持ち、また、表明することができること。
- (3) 発達に応じて、自分のことを自分で決めること。

(育つ権利)

第5条 子どもは、子どもらしく育つために、次のことが保障されます。

- (1) 遊び、学び、休息すること。
- (2) 自然、歴史、文化、芸術、スポーツに親しむこと。
- (3) 家庭で食事や会話等の楽しい時間を過ごすこと。
- (4) 夢を抱き、それに向かって挑戦すること。

(守られる権利)

第6条 子どもは、安全で安心して生きていくために、次のことが保障されます。

- (1) 命が守られること。
- (2) あらゆる暴力や犯罪から心身ともに守られること。
- (3) 健康に生活ができ、適切な医療が受けられること。
- (4) あらゆる差別を受けないこと。
- (5) 愛情と理解を持って育まれること。
- (6) 平和な環境で生活できること。
- (7) プライバシーや名誉が守られること。

(参加する権利)

第7条 子どもは、自分に関係することについて主体的に参加するために、次のことが保障されます。

- (1) 自分の意見や考えを表明する機会が与えられること。
- (2) 表明された意見や考えが尊重されること。
- (3) 発達に応じて、活動の機会が用意され、意思決定に参加すること。
- (4) 必要な情報の提供や支援を受けられること。

第3章 子どもの権利を保障するための責務

(保護者の責務と役割)

第8条 保護者は、子どもの養育と成長について責任があることを自覚し、子どもにとって最善のことが

何であるかを第一に考え、子どもがすこやかに育つよう、愛情を持って全力で援助や指導をしていくよう努めなければなりません。

（市の責務と役割）

第9条 市は、子どもの権利を保障するために、保護者、市民、学校、事業者等と連絡をとり、協力して、子どもに関する施策を実施するよう努めなければなりません。

（市民の責務と役割）

第10条 市民は、子どもが地域社会の一員であることを認識し、地域の中で子どもがすこやかで安全に育ち、子育てがしやすい地域社会をつくっていくよう努めなければなりません。

（学校の責務と役割）

第11条 学校は、子どもが一人ひとり多様な能力を身につけ、将来への可能性を開いていくために、子どもにとって最善のことが何であるかを第一に考え、子どもの発達に応じた援助や指導をしていくよう努めなければなりません。

（事業者の責務と役割）

第12条 事業者は、活動の中で子どもがすこやかに育つことができるための支援をするとともに、子育てをしやすい環境をつくっていくよう努めなければなりません。

第4章 子どもに関する施策

（虐待、体罰、いじめ等からの救済）

第13条 市は、保護者、市民、学校、事業者等と連携し、虐待、体罰、いじめ等の防止、相談及び救済のために必要な措置を講じなければなりません。

（権利救済委員）

第14条 市は、子どもの権利の侵害について、その救済を図るために、岩倉市子どもの権利救済委員（以下「救済委員」といいます。）を設置します。

2 救済委員は、3人以内とし、市長が選任します。

3 救済委員の任期は、2年とします。

（子どものための場所の確保）

第15条 市は、保護者、市民と連携し、子どもが元気にすごすことができ、また、地域社会や自然との関わりを持つことができる十分な遊び場や豊かな体験の場をつくるよう努めます。

（施設の活用）

第16条 市は、子どもが安心してすごすことができる居場所をつくるために、公共施設の活用等に努めます。

（子育ての支援）

第17条 市は、子育てをしている家庭に気を配り、保護者が安心して子育てをすることができるよう支援します。

（子どもの参画の推進）

第18条 市は、子どもが参画する会議をつくるなどして、子どもの意見を聞き、子どもが自主的に地域社会に参画することができる仕組みをつくるよう努めます。

(行動計画の策定と検証)

第19条 市は、子どもの施策に関する行動計画を作成し、毎年、施策の実施状況等について公表するとともに、市民から意見を募り、その見直しをしていくよう努めます。

(子どもの権利を考える週間)

第20条 市は、この条例を子どもたちに広く知ってもらうため、11月20日を岩倉市子どもの権利の日と定め、その日を含む1週間を岩倉市子どもの権利を考える週間とし、この週間に各小中学校において子どもの権利に関する授業を行うよう努めます。

(市民への啓発)

第21条 市は、この条例の意味や内容が、子どもを始めとして市民に理解されるよう、分かりやすい方法による広報及び啓発を行います。

第5章 子どもの務め

(他の人の権利の尊重)

第22条 子どもは、発達に応じて、社会の一員であることを自覚し、自分の権利が尊重されるのと同様に、他の人の権利を尊重するよう努めなければなりません。

(見て見ぬふりをしないこと)

第23条 子どもは、いじめ、暴力等により他の人の権利が侵害されそうなときに、見て見ぬふりをしないよう努めなければなりません。

(平和への自覚)

第24条 子どもは、生きる権利を侵す戦争を否定し、未来に向けた平和な社会を築く一員としての自覚を持つよう努めなければなりません。

第6章 雑則

(委任)

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

附 則

この条例は、平成21年1月1日から施行する。ただし、第4章の規定は、平成21年4月1日から施行する。



岩倉市子ども行動計画

発行：岩倉市

発行年月：2018 年(平成 30 年)3月

編集：教育こども未来部子育て支援課

〒482-8686 愛知県岩倉市栄町一丁目 66 番地

電話 0587-38-5810(直通) 0587-66-1111(代表)

ホームページ <http://www.city.iwakura.aichi.jp/>